

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 令和2年4月1日  
(第25期) 至 令和3年3月31日

日本通信株式会社

(E04473)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	3
3 事業の内容	6
4 関係会社の状況	10
5 従業員の状況	11
第2 事業の状況	12
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	12
2 事業等のリスク	15
3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	22
4 経営上の重要な契約等	28
5 研究開発活動	29
第3 設備の状況	30
1 設備投資等の概要	30
2 主要な設備の状況	30
3 設備の新設、除却等の計画	31
第4 提出会社の状況	32
1 株式等の状況	32
2 自己株式の取得等の状況	41
3 配当政策	42
4 コーポレート・ガバナンスの状況等	43
第5 経理の状況	62
1 連結財務諸表等	63
2 財務諸表等	89
第6 提出会社の株式事務の概要	99
第7 提出会社の参考情報	100
1 提出会社の親会社等の情報	100
2 その他の参考情報	100
第二部 提出会社の保証会社等の情報	101

監査報告書

確認書

内部統制報告書

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年6月28日
【事業年度】	第25期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 小平 充
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 小平 充
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月
売上高 (千円)	2,659,403	3,034,234	3,518,395	3,510,611	3,497,933
経常損失 (△) (千円)	△1,650,009	△1,115,963	△495,239	△669,894	△242,227
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△2,198,682	△2,348,635	△499,104	△840,772	△273,590
包括利益 (千円)	△2,197,659	△2,336,961	△507,076	△840,845	△270,702
純資産額 (千円)	1,755,437	903,067	657,689	548,861	341,349
総資産額 (千円)	4,792,159	2,049,751	1,687,608	1,481,882	1,857,497
1株当たり純資産額 (円)	11.36	5.64	3.94	3.24	1.60
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△15.16	△15.14	△3.13	△5.17	△1.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.0	43.6	37.5	36.0	14.2
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△425,089	△1,159,270	△338,733	△633,322	419,617
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△427,122	1,016,497	△109,876	△57,925	△53,906
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	426,300	6,450	169,948	702,902	6,422
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,058,411	922,732	643,054	651,419	1,025,466
従業員数 (名)	103	98	98	99	107
〔ほか、平均臨時雇用者数〕	〔7〕	〔7〕	〔9〕	〔7〕	〔7〕

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれていません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

3. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。

4. 株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載していません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月
売上高 (千円)	2,372,634	2,796,975	3,322,745	3,316,320	3,371,215
経常損失 (△) (千円)	△1,534,153	△941,758	△476,125	△735,915	△201,815
当期純損失 (△) (千円)	△2,068,683	△2,488,036	△479,927	△1,004,937	△205,616
資本金 (千円)	3,253,925	4,034,830	4,157,896	4,528,440	4,528,440
発行済株式総数 (株)	147,728,239	158,328,239	160,428,239	164,258,239	164,258,239
純資産額 (千円)	1,977,678	974,234	739,555	466,634	299,708
総資産額 (千円)	5,305,248	2,428,605	2,082,262	1,682,232	2,088,023
1株当たり純資産額 (円)	12.86	6.09	4.55	2.84	1.58
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△14.27	△16.03	△3.01	△6.17	△1.25
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.8	39.7	35.1	27.7	12.5
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	89	82	79	85	93
[ほか、平均臨時雇用者数]	[6]	[4]	[2]	[1]	[2]
株主総利回り (%)	100.5	62.1	58.9	83.7	135.8
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	259	198	249	273	287
最低株価 (円)	143	101	98	103	150

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

4. 自己資本利益率については、当期純損失であるため記載していません。

5. 株価収益率については、当期純損失であるため記載していません。

6. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものです。

## 2 【沿革】

年月	概要
平成8年5月	平成8年5月24日、携帯電話の法人向けサービス・プロバイダーとして東京都千代田区に設立
平成8年10月	米国コロラド州に、技術開発のための子会社（Communication Computer Technologies Inc.（後にComputer and Communication Technologies Inc.に商号変更、以下、「CCT社」という））を設立（当社議決権比率100%、令和元年6月にJCI US Inc.に統合）
平成8年12月	郵政省（現 総務省）に一般第二種電気通信事業者の届出（関電通第7504号）
平成9年1月	法人向け携帯電話サービス（テレコム・サービス）を提供開始
平成9年9月	東京都品川区に本社移転
平成12年6月	「bモバイル（ビーモバイル）」の名称で、各種アプリケーションやコンテンツを携帯電話ブラウザで提供するアプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP）事業を開始
平成13年8月	DDIポケット株式会社（現 ソフトバンク株式会社、以下、「ソフトバンク」という）からPHSデータ通信のネットワークを調達し、世界初となるデータ通信MVNO（Mobile Virtual Network Operator）事業を開始
平成13年10月	「bモバイル・データ・サービス」の名称で法人向けモバイルデータ通信サービスを提供開始
平成13年12月	「bモバイル・プリペイド・サービス（現 bモバイル）」の名称でデータ通信カードと1年間のモバイルインターネット使用料をパッケージ化した商品をPC量販店等で提供開始
平成17年4月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」（現 東京証券取引所JASDAQ）（市場区分：グロース）に上場
平成18年3月	ネットワーク不正アクセス防御システムで優れた技術を持つArxceo Corporation（米国アラバマ州、以下、「Arxceo社」という）を買収（買収完了時当社議決権比率58%、平成22年11月に同社を完全子会社化、令和元年6月にJCI US Inc.に統合）
平成18年4月	米国でMVNO事業を開始するため、子会社（Communications Security and Compliance Technologies Inc.（平成25年7月、Contour Networks Inc.に商号変更、以下、それぞれ「CSC T社」「CNI社」という））を米国ジョージア州に設立（当社議決権比率100%、令和元年6月にJCI US Inc.に統合）
平成18年8月	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発・販売子会社（アレクセオ・ジャパン株式会社（現 コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社、以下、「CNJ社」という））を東京都品川区に設立（当社議決権比率100%）
平成19年4月	CSC T社が、米国第6位（当時）の携帯電話事業者U.S. Cellular Corporation（米国イリノイ州）とMVNOサービスのための、第3世代携帯電話（以下、「3G」という）ネットワークとのレイヤー2による相互接続契約を締結
平成19年11月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現 株式会社NTTドコモ、以下、「ドコモ」という）との相互接続についての総務大臣裁定
平成20年6月	CSC T社（ブランド名：Contour Networks（コントゥアー・ネットワークス））がクレジットカード業界の情報セキュリティ基準「PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard、以下、「PCI DSS」という）（注）」認定を取得

年月	概要
平成21年3月	ドコモとレイヤー2による3Gネットワークの相互接続に関する協定を締結
平成22年3月	C S C T社が、米国第3位（当時）の携帯電話事業者Sprint（米国カンザス州、現 T-Mobile）とMVNOサービスのための、3Gネットワークとのレイヤー2による相互接続契約を締結
平成22年4月	「b-mobile S I M（ビーモバイル・シム）」の名称でS I M製品（S I Mカードによる3Gデータ通信サービス）の提供を開始
平成22年10月	大阪証券取引所「J A S D A Q」市場（ヘラクレス、旧 J A S D A Q及びN E Oの市場統合により新設）において、市場区分をスタンダードに移行
平成23年6月	イオンリテール株式会社との協業により、イオン限定のサービスとして、国内初の「月額定額980円」等のS I M製品の提供を開始（以降、他のイオングループ各社と協業を開始）
平成24年2月	丸紅株式会社との合併会社として、丸紅無線通信株式会社（現 丸紅ネットワークソリューションズ株式会社）を設立（法人直販データ通信サービス事業を同社に承継、平成26年3月に当社が保有する同社の全株式を丸紅株式会社へ譲渡し、資本関係は解消）
平成24年3月	ドコモとレイヤー2によるL T Eネットワークの相互接続に関する協定を締結
平成24年7月	「VISITOR S I M」の名称で、訪日旅行者向けS I M製品の提供を開始
平成24年10月	東京都港区に本社移転
平成25年7月	無線専用線事業強化のため、C S C T社の商号を同社のサービス名称に合わせてContour Networks Inc.に変更 C N I社が、日本においても同事業を展開するため、C N J社を完全子会社とする
平成25年7月	米国の事業統括会社として JCI US Inc.を米国コロラド州に設立（当社議決権比率100%） （C N I社、C C T社、Arxceo社は同社の完全子会社となる）
平成26年5月	電気通信事業における受注・出荷・回線開通等のオペレーション業務を提供する子会社として、クルーシステム株式会社を東京都港区に設立（当社議決権比率100%）
平成27年3月	V A I O株式会社との協業によりスマートフォン「V A I O Phone」の提供を開始
平成27年6月	東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）から同取引所市場第一部へ市場変更
平成27年12月	ドコモ網を主回線、ソフトバンク網を副回線とすることで無線の信頼性を高めた「2 S I Mルータ」の提供を開始
平成28年1月	総務省によるMVNO規制緩和を受け、当社の役割をMSEnabler（モバイル・ソリューション・イネイブラー）として再定義する新事業戦略を発表
平成28年4月	ヨーロッパの携帯網を使用するMVNO事業を開始するため、JCI Europe Communications Limitedをアイルランド・ダブリンに設立（当社議決権比率100%）
平成28年9月	「モバイル I S D N」の名称で、固定デジタル回線である I S D Nをモバイル専用線（携帯網による専用線サービスを指し、以下同様とする）に置き換えるソリューションの提供を開始
平成28年11月	株式会社U-NEXTとMVNO事業に関する協業について合意

年月	概要
平成29年1月	ソフトバンクと3G及びLTEネットワークの相互接続に関する協定を締結
平成30年1月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社との協業により、タブレット端末を用いたクレジットカード情報非保持化支援サービスの提供を開始
平成30年2月	株式会社エイチ・アイ・エスとの合併会社として、H. I. S. Mobile株式会社を東京都新宿区に設立（当社議決権比率40%）
平成30年5月	当社が開発したFinTechプラットフォーム「FPoS（FinTech Platform over SIM）」（以下、「FPoS」という）が、金融庁の「FinTech実証実験ハブ」の支援案件に決定（同年8月から10月までに当社を含む6社による実証実験を実施）
平成30年11月	安全・安心なFinTechプラットフォームを運営する子会社として、my FinTech株式会社（以下、「my FinTech社」という）を東京都港区に設立（設立時当社議決権比率100%）
平成30年12月	当社が「PCI DSS（注）」認定を取得
平成30年12月	my FinTech社に日本エイ・ティー・エム株式会社が資本参加（当社議決権比率76.9%）
平成31年1月	金融庁がFPoSの実証実験の結果を公表（当社のFPoSが金融庁の監督指針で求められているセキュリティ要件を充足することが認められる）
平成31年3月	FPoSの基盤技術に関する特許（3件）を取得
平成31年4月	米国子会社の再編を行うため、JCI US Inc.の商号をContour Inc.に変更し、CNI社の商号をJCI US Inc.に変更
令和元年5月	JCI US Inc.（旧CNI社）がFCC（米国連邦通信委員会）からCBRS（周波数免許不要の市民ブロードバンド無線サービス）の商用基地局に関する認可を取得
令和元年6月	米国子会社4社（JCI US Inc.（旧CNI社）、Contour Inc.（旧JCI US Inc.）、CCT社及びArxceo社）を1社（JCI US Inc.（旧CNI社））に統合する子会社再編が完了
令和2年1月	FPoSが採用するサブSIM（貼るタイプのSIM）ソリューションの開発及び販売を推進する子会社としてセキュアID株式会社を東京都港区に設立（設立時当社議決権比率100%）
令和2年6月	ドコモとの音声卸契約にかかる卸料金についての総務大臣裁定
令和2年7月	携帯電話サービス（音声及びデータ）を合理的な料金で提供する新ブランド「日本通信SIM」の第1弾として、「日本通信SIM 合理的かけほプラン」の名称で、通話定額とデータ通信をセットにしたSIM製品の提供を開始
令和2年7月	セキュアID株式会社にTaisys Technologies Co., Ltd.（台湾）が資本参加（当社議決権比率51%）

（注）PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）とは、クレジットカード業界における情報保護の国際基準で、JCB、American Express、Discover、MasterCard及びVISAの世界大手カードブランド5社が共通して採用するグローバルセキュリティ基準です。

\* 「bモバイル」、「無線専用線」、「VISITOR SIM」、「2SIMルータ」、「モバイルISDN」及び「モバイル専用線」は当社の登録商標です。

\* 「VAIO」はVAIO株式会社の登録商標です。



### 3 【事業の内容】

当社グループ（当社並びに連結子会社6社及び持分法適用関連会社1社を指し、以下同様とする）は、携帯電話事業者のモバイル通信ネットワーク（注1）を活用し、当社グループが開発したサービスと組み合わせて、モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供する事業を営んでいます。

当社グループが提供しているモバイル・ソリューションには、モバイル専用線（注2）によるセキュアなネットワーク、マルチキャリアとの接続による冗長性を備えたデュアル・ネットワーク製品、ネットワークをEnd to Endで保守するための機器監視サービスなどがあります。

(1) 当社グループが営む事業の種類及び概要（セグメント情報及び主要な関係会社との関連を含む）は、以下のとおりです。

#### ① MVNO事業

携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークを活用し、当社グループがMVNO（注3）としてモバイル通信サービスを提供する事業で、日本国内で展開しています。

事業の種類	事業の概要	報告セグメント	主要な関係会社
SIM事業（MVNO） （販売ブランド：日本通信SIM、bモバイル等）	日本国内において、主に個人顧客（訪日旅行者や中小法人顧客を含むものとし、以下同様とします）に対して、SIMカードや通信端末の形態で、モバイル通信サービスを提供する事業 （平成13年12月個人向けサービスとして提供開始）	日本事業	H. I. S. Mobile株式会社

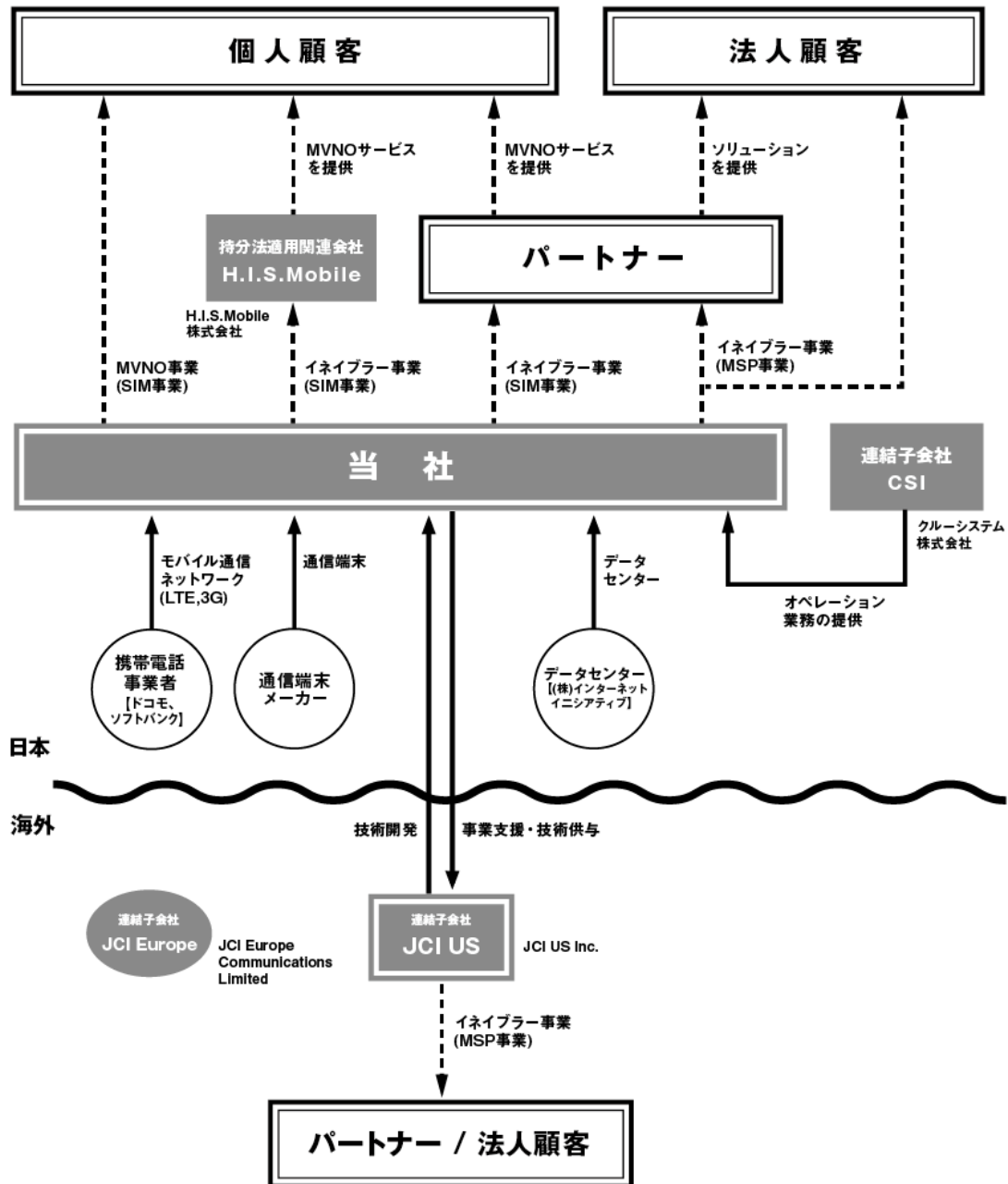
#### ② イネイブラー事業

携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークを活用し、当社グループがイネイブラーとしてモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供する事業で、日本国内及び米国で展開しています。

事業の種類	事業の概要	報告セグメント	主要な関係会社
(i) SIM事業（MVNE（注4））	日本国内において、主に個人顧客にMVNO事業を提供するパートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル通信サービスを提供する事業 （平成26年11月サービス開始）	日本事業	—
(ii) MSP事業（日本）	日本国内において、MVNO、金融機関、決済代行事業者、システムインテグレーター、メーカー等のパートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業 （平成28年1月サービス提供開始）	日本事業	—
(iii) MSP事業（海外）	米国において、金融機関等の法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナーに対して、各顧客またはパートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業 （平成19年11月サービス開始）	海外事業	JCI US Inc.

(2) 当社グループの事業系統図（セグメント情報との関連を含む）は、以下のとおりです。

## 当社グループの事業系統図



- :顧客
- :仕入先
- :当社グループ(全社(共通))
- :当社グループ(日本事業)
- :当社グループ(海外事業)

(3) 当社グループが営む事業の詳細は、以下のとおりです。

① MVNO事業

当社は日本国内において、携帯電話事業者（ドコモ及びソフトバンク）のモバイル通信ネットワーク（LTE及び3G通信網）を活用し、当社グループが開発したサービスと組み合わせて、MVNOとして、「日本通信SIM」及び「bモバイル（ビーモバイル）」のブランドで主に個人顧客にモバイル通信サービスを提供する事業を営んでいます。

MVNO事業は、SIMカードや通信端末にインターネット接続サービス及び音声通話サービス等を組み合わせて提供する「SIM事業（MVNO）」として展開しており、顧客はSIMカードをスマートフォン等に挿入するだけで手軽にインターネットを利用することができます。

② イネイブラー事業

当社グループは日本国内及び米国において、携帯電話事業者（日本においてはドコモ及びソフトバンク、米国においてはVerizon Wireless及びT-Mobile（旧 Sprint Corporation））のモバイル通信ネットワーク（LTE及び3G通信網）を活用し、当社グループが開発したサービスと組み合わせて、イネイブラーとして、主にパートナーや法人顧客にモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供する事業を営んでいます。

当社グループが提供しているモバイル・ソリューションには、モバイル専用線によるセキュアなネットワーク、マルチキャリアとの接続による冗長性を備えたデュアル・ネットワーク製品、ネットワークをEnd to Endで保守するための機器監視サービスなどがあります。

イネイブラー事業は、（i）日本国内において、主に個人顧客向けのMVNO事業を提供するパートナー（MVNO）にモバイル通信サービスを提供する「SIM事業（MVNE）」、（ii）日本国内において、パートナー（MVNO、金融機関、決済代行業者、システムインテグレーター、メーカー等）にモバイル・ソリューションを提供する「MSP事業（日本）」及び（iii）米国において、法人顧客（金融機関等）またはパートナー（システムインテグレーター等）にモバイル・ソリューションを提供する「MSP事業（海外）」として展開しています。

（i）SIM事業（MVNE）

個人顧客向けMVNO事業を展開するパートナーのイネイブラーとして、パートナーにモバイル通信サービスを提供するとともに、パートナーがMVNO事業を円滑に運用するためのソリューションを提供する事業です。

当社は、「SIM事業（MVNE）」において、パートナーであるMVNOの要望に応じてモバイル通信サービスを企画・開発し、モバイル通信ネットワーク、通信端末、端末用ソフトウェア、認証システム、課金・請求システム及び顧客管理システム等を提供するとともに、パートナーから、モバイル通信サービスの運用にかかるネットワーク・マネジメント、コールセンター及び物流等に関する業務を受託しています。当社は、これらの業務にかかるパートナープラットフォームをソリューションとして提供することで、MVNOの事業活動を後方から強力に支援しています。

（ii）MSP事業（日本）

MVNO、金融機関、決済代行業者、システムインテグレーター、メーカー等のパートナーのイネイブラーとして、パートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業です。

当社は、「MSP事業（日本）」において、数多くのモバイル・ソリューションを企画・開発しています。代表例の一つとして、デュアル・ネットワーク製品による固定通信の無線通信への置き換えがあります。デュアル・ネットワーク製品は、複数の携帯電話事業者の回線によるモバイル専用線を冗長構成したもので、主回線に何らかの障害が発生した場合は自動的に副回線に切り替わり、常に通信を維持することができるものです。無線通信は、固定通信に比べて導入費用及び維持費用を抑えることができる一方で、セキュリティ、エリアカバレッジ、安定した通信の確保等が課題であったところ、デュアル・ネットワーク製品によれば、専用線による信頼性及び冗長化による安定性を確保することでこれらの課題を解決しつつ、コストの低減化を享受することができます。

また、当社は、決済代行業を営むパートナー企業との協業により、当社のモバイル専用線と専用タブレット端末を組み合わせ、クレジットカードの非対面加盟店におけるクレジットカード情報の非保持化を支援するサービスを提供しています。このサービスは、平成30年6月の割賦販売法の改正を受け、クレジットカードの非対面加盟店がクレジットカード情報の非保持化を実現するためのソリューションとしてご利用いただいています。

当社は、これらのサービスを含めた様々なモバイル・ソリューションを開発・提供することで、パートナーとともに市場を開拓しています。

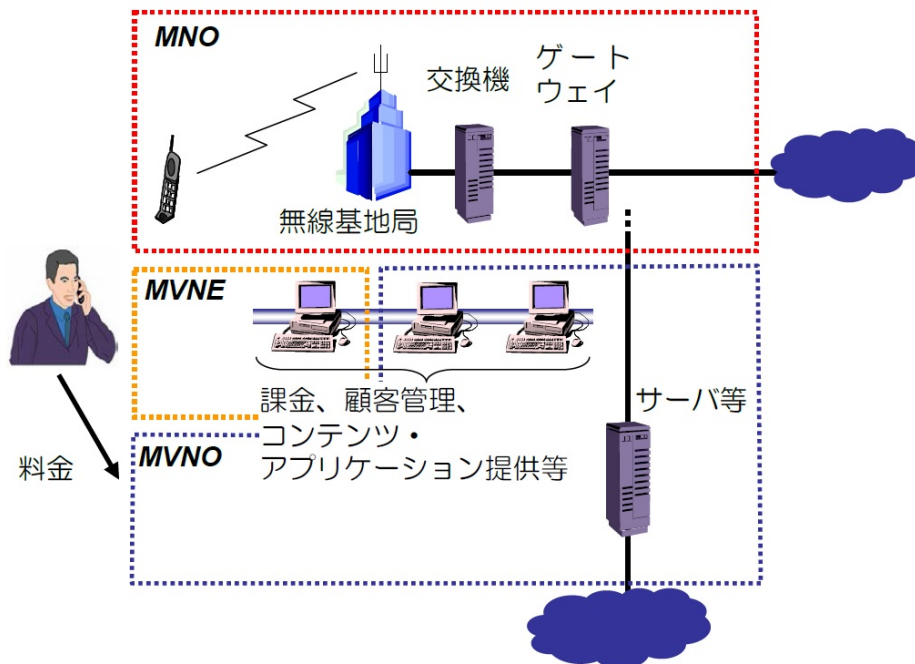
(iii) MSP事業（海外）

当社の連結子会社で主に米国においてMVNO事業を展開するJCI US Inc.が、Verizon Wireless及びT-Mobile（旧 Sprint Corporation）のモバイル通信ネットワークを活用し、当社グループが開発したサービスと組み合わせて、金融機関等の法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナーのイネイブラーとして、パートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業です。

JCI US Inc.は、米国及びカナダで、金融情報やPOSデータなど、極めて重要な情報をやりとりする顧客に、VPNを使用しないモバイル専用線サービスを提供しています。このサービスの強みは、ATM（現金自動支払機）等の端末から決済センターまでのEnd to Endを無線の専用線で完結させることで、インターネットに出ることなく、強固なセキュリティを確保した通信サービスを提供することができることです。当社グループは、「MSP事業（海外）」において、ATMを中心に、POS（店頭端末）、自動販売機、KIOSK（設置型情報端末）、店舗内設置型銀行金庫など、モバイル専用線サービスの利用用途を拡大しています。

- (注) 1. モバイル通信ネットワークとは、携帯電話等の移動体通信で使用される無線ネットワーク網をいいます。  
2. モバイル専用線とは、当社が提供するサービスの名称で、モバイル通信ネットワークによる専用線サービスをいいます。  
3. MVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想移動体通信事業者）とは、MNO（Mobile Network Operator：移動体通信事業者）が保有する無線ネットワークを利用し、独自のサービスを企画・構築し、独自の販売ルートでサービスを提供する事業者をいいます。  
4. MVNE（Mobile Virtual Network Enabler）とは、MVNOとの契約に基づき、当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む企業をいいます。

MVNO/MVNE概念図



出典：MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（総務省、令和3年2月最終改定）に掲載されている図に基づく

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
JCI US Inc.	米国コロラド州 イングルウッド	(US\$) 424.34	米国の携帯網を使用するMVNO事業	100.0	—	モバイル通信サービスに関する提携、技術及びサービスの開発委託並びに当社サービスの一部の運用委託 役員の兼任あり 貸付金あり
コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社	東京都港区	(千円) 50,000	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発及び販売	100.0 (100.0)	—	モバイル通信サービス及びセキュリティ・ソリューションに関する提携
クルーシステム株式会社	東京都港区	(千円) 150,000	電気通信事業にかかるオペレーション業務の受託	100.0	—	電気通信事業にかかるオペレーション業務の委託 借入金あり
JCI Europe Communications Limited	アイルランド ダブリン	(ユーロ) 500,000	欧州の携帯網を使用するMVNO事業	100.0	—	モバイル通信サービスに関する提携 役員の兼任あり 借入金あり
my FinTech株式会社	東京都港区	(千円) 33,227	インターネット取引のための認証プラットフォームの構築及び運営	76.9	—	FinTechプラットフォーム事業に関する提携 役員の兼任あり
セキュアID株式会社	東京都港区	(千円) 25,000	日本及び海外向けサブSIM及び関連ソリューションの開発及び販売	51.0	—	セキュリティ・ソリューションに関する提携
(持分法適用関連会社)						
H. I. S. Mobile株式会社	東京都港区	(千円) 50,000	日本国内及び日本国外の携帯網を使用するMVNO事業	40.0	—	モバイル通信サービスに関する提携 役員の兼任あり

- (注) 1. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数です。  
2. クルーシステム株式会社は、特定子会社に該当します。  
3. セキュアID株式会社は、令和2年7月にTaisys Technologies Co.,Ltd. (台湾)を引受先とする第三者割当増資を行いました。  
4. H. I. S. Mobile株式会社は、令和2年6月に本社所在地を東京都新宿区から同港区に移転しました。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

令和3年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
日本事業	69 [6]
海外事業	0 [1]
報告セグメント計	69 [7]
全社 (共通)	38 [0]
合計	107 [7]

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は年間の平均人員を〔 〕に外数で記載しています。  
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、経営管理部門及び研究開発部門に所属しているものです。

### (2) 提出会社の状況

令和3年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
93 [2]	39.7	9.1	7,073

セグメントの名称	従業員数 (名)
日本事業	68 [2]
報告セグメント計	68 [2]
全社 (共通)	25 [0]
合計	93 [2]

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は年間の平均人員を〔 〕に外数で記載しています。  
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、経営管理部門に所属しているものです。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しています。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

#### (1) 経営の基本方針

当社は平成8年の創業時に、MVNO事業モデルという新たな通信事業の在り方を考案し、安全・安心にデータを運ぶ（通信する）ことを自らの使命として事業を展開して参りました。当社は、この使命を遂行するため、以下の方法によるセキュアかつ信頼できる通信の開発及び提供に注力する方針です。

##### ① 情報を運ぶための通信網の構築及び運用

通信網の構築・運用には、当社が創業時から提唱・実践しているMVNO事業モデルを採用しています。MVNO事業モデルには、①既存の通信事業者の通信網を活用するため巨額投資が不要である、②複数の通信事業者の通信網を活用することで、二重、三重に信頼性を高めた通信を提供ことが可能である、③海外の通信事業者の通信網を活用することでグローバルな事業展開が可能である、などの利点があります。

##### ② セキュアなプラットフォームの構築及び運用

セキュアなプラットフォームの構築及び運用には、隔離された通信経路の確立と通信内容の暗号化が根幹となります。当社は、ICチップとしての側面を持つSIMを活用し、鍵生成ロジックや電子証明書等を搭載することで、現在インターネットで広く利用されているSSL/TLS等の暗号化通信方式の弱点を克服した、セキュアな通信を提供します。

#### (2) 経営環境及び経営戦略

当社は、平成28年1月、高収益・高成長企業に転換するための新事業戦略として、格安SIM事業者から、他のMVNO事業者や金融機関、システムインテグレーター、メーカー等のパートナーに安全・安心な通信に基づくモバイル・ソリューションを提供するイネイブラー事業者に転換する方針を決定し、この戦略に沿って事業を遂行しています。MVNO事業者は令和2年12月末日時点で1,476社に達し、その多くが格安SIMという単一セグメントに集中することで、MVNO業界は過当競争の状況になっています。しかしながら、このような経営環境においても、MVNO事業モデルには、上記(1)①に記載したとおり、多くの利点があります。当社はこの利点を活かして差別化したサービスを開発し、強力なパートナー企業と共にお客様に提案していきます。

また、当社は、SIMの認証基盤を発展させることで、上記(1)②のプラットフォームを、インターネットで安全・安心な金融取引を行うことができるプラットフォーム、FPoS (FinTech Platform over SIM、エフポス)として開発しました。FPoSについては、平成30年に金融庁の支援のもとで実証実験が行われ、平成31年1月に金融庁が公表した実験結果において、金融庁の監督指針に準拠していることが示されています。

FPoSは、スマートフォンで安全に送金や取引を行うなど、金融取引全般に活用することができるほか、実印と同様の効力がある電子署名をスマートフォンでできるようにするもので、行政、医療、教育、小売等の様々な分野で活用することができるものです。当社は、各分野のパートナー企業とともに、事業展開を図っていく戦略です。

当社は、以上の経営方針・経営戦略に基づいた取組みを積極的に進め、その結果としての売上拡大及び収益化の実現を目指しています。現時点では、当社の売上の大部分は格安SIMによるものですが、FPoSを活用したイネイブラー事業者として他にはない機能を持つSIM商品等の提供を行うことで、より幅広いパートナー企業に対して多様な通信及びプラットフォームを提供していきます。

#### (3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、上記の経営方針・経営戦略等を踏まえ、以下の点を優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として認識しています。

##### ① 公正な競争環境の確保のための取組み

当社は、創業以来、利用者のニーズに合った多様なサービスの提供を可能とし、電気通信事業をさらに成長・発展させることのできる事業モデルとして、MVNO事業を提唱しており、MVNO事業が成立した後は、MNOとMVNOとの間で公正な競争環境を確保するための取組みを進めています。公正な競争環境の確保は、MVNOが本来の目的を果たして成長するための最大の課題であり、将来にわたり、長期的に取り組むべきものと認識しています。

競争環境のうち、携帯電話の販売手法については、令和元年10月に改正電気通信事業法が施行され、高額なキャッシュバックの提供等のMNOによる行き過ぎた囲い込みに一定の歯止めがかかるようになりました。また、SIMロック（特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう設定された端末上の制限）については、令

和2年4月にSIMロック解除ガイドラインが全面適用されました。このように、MNOとMVNOの間の競争環境は改善が進みつつあります。

一方、MVNOがMNOから調達する音声通話サービスの卸料金は10年前から据え置かれた状態となっていました。令和2年6月の総務大臣裁定により、音声通話サービスについても原価ベースで調達することができるようになりました。これにより、MVNO事業モデルはようやく整いましたが、MVNOが将来にわたり、利用者のニーズに合った多様なサービスを提供していくためには、MVNO自身でSIMを発行するなど、より自由度の高い環境が求められます。

当社は、引き続き、MNOとMVNOとの間の公正な競争環境の確保に取り組んでまいります。

## ② MVNO事業モデルの進化による黒字化の達成

当社は、前連結会計年度まで5期連続で損失を計上しており、早期に安定的な黒字化を達成することは喫緊の課題です。そのため、公正な競争環境の確保のための取組みを進めつつ、MVNO事業の本来の役割に立ち返ってその事業モデルを進化させることに取り組んでいます。

まず、SIM事業の月額課金商品については、令和2年7月に「日本通信SIM」という新たなブランドで発売した音声定額プランが多くのお客様の支持を獲得し、当連結会計年度下半期の収益に大きく貢献しました。SIM事業は、MNO4社及び多数のMVNO事業者により今後も激しい価格競争が想定されますが、当社は令和2年6月の総務大臣裁定によりNTTドコモから原価ベースで音声通話サービスを調達することができるため、当面の間、MNOに対抗することのできる競争力を確保しています。当社は、引き続き、利用者の利便性の向上に着目し、MNOとの差別化を図ることのできる商品の拡充に取り組めます。

SIM事業のプリペイド商品については、新型コロナウイルスの影響下で訪日旅行者向け商品の売上が見込めな中、在宅勤務及び在宅学習の拡大により需要が高まっているテレワーク向け商品及びGIGAスクール向け商品の販売に注力しています。当社は、機動的にサービス設計及び商品調達ができる強みを生かし、引き続き、この分野の開拓を進める計画です。

また、MSP事業については、決済代行事業者向けクレジットカード情報非保持化支援サービスやモバイル専用線を用いたソリューション・サービスの提供を推進していきます。MSP事業には、新型コロナウイルスの感染拡大による影響はなく、むしろ、インターネットの活用が進み、セキュリティへの要請が高まるにつれ、商機は拡大するものと想定されます。当社は、引き続き、この分野の開拓を進めます。

以上の取組みにより、当社は、当連結会計年度の第3四半期及び第4四半期において、四半期単体では黒字化を達成しました。当社は、引き続き、MVNO事業モデルを進化させることにより、通期での安定的な黒字化の達成を目指します。

## ③ 早期黒字化とのバランスを考慮した戦略的な取組み

当社は、早期の安定的な黒字化を目指す一方で、イネイブラー事業者として成長するための戦略的な取組みとして、FPoS事業及びローカル4G/5Gによるソリューション事業に注力しています。

まず、FPoS事業については、金融庁の「FinTech実証実験ハブ」を活用して平成30年8月から10月にかけて実証実験を行ったほか、平成30年11月にはサービス提供主体となるmy FinTech株式会社を、令和2年1月にはFPoSの肝となるサブSIMの開発及び供給を担うセキュアID株式会社を設立しました。my FinTech株式会社は、現在、電子認証局の構築準備を進めていますが、新型コロナウイルスの影響下においてデジタル化の機運が高まる中、FPoSが備えている高度な安全性は、当初想定していた金融取引に限らず、社会全体で利用されるデジタルIDとしての役割を期待されるようになっていきます。

また、ローカル4G/5Gによるソリューション事業については、当社は当連結会計年度の第4四半期において、ローカル5Gの実証プロジェクトに参画し、地域の中核病院でローカル5Gに求められている課題を体験することができました。また、米国においては、ローカル4G/5Gの先駆的な仕組みであるCBRS（市民ブロードバンドサービス）向けに、ハイブリッドSIM、すなわちローカル基地局と大手携帯事業者の基地局の両方を使うことができるSIMの提供を開始しています。

これらの戦略的な取組みを断念すれば、早期の安定的な黒字化は容易に実現できますが、それでは、当社がイネイブラー事業者として成長することができません。従って、当社は、早期の安定的な黒字化とのバランスを取りながら、これらの戦略的な取組みを進めていく必要があります。当社マネジメントには、同様の課題に取り組んだ経験を持つ者が多く、着実に対処していけるものと考えています。

## ④ 優秀な人材の確保及び育成

当社がイネイブラー事業者として成長するための戦略的な取組みには、多種多様な調査や企画、さらに技術開発や事業開発が必要であり、これを担うことができる人材の確保及び育成が極めて重要となります。例えば、FPoS事業に関して言えば、金融業界に関する法律、制度、経営課題、技術課題等、顧客の事業領域に対する一定の知見が



必要です。当社グループは、そのために優秀な人材の採用を進めるとともに、採用した人材に会社の優先順位に応じた多様な業務を担当させることによって、様々なノウハウや技術を身に付けさせています。当社が直面する課題は前例のないもので、既に知識や経験のある企業がどこかに存在するわけではありません。一方、当社には、MVNO事業モデルを定着させるに至るまでに、法制度の活用、携帯事業者との交渉やネットワーク構築などを通じて培った経験とノウハウがあるため、これらを活用して人材を育成し、戦略的な取組みを推進していきます。

⑤ 技術開発及び設備投資等の先行投資資金の確保

財務上の課題としては、安定的な通期黒字化を実現するまでの技術開発及び設備投資等の先行投資のための資金の確保が挙げられます。当社は、平成28年1月の新事業戦略の策定後、同戦略を実現するための資金を確保する手段として、平成28年7月に日本通信株式会社第3回新株予約権（第三者割当て）を、平成30年3月に日本通信株式会社第4回新株予約権（第三者割当て）を、いずれもクレディ・スイス証券株式会社を割当先として発行しており、これらの新株予約権が行使されたことにより、これまでに3,704百万円の資金を調達しました。さらに、当社は、令和2年4月にクレディ・スイス証券株式会社を割当先として日本通信株式会社第5回新株予約権（第三者割当て）を発行しました。当社は、割当先が同新株予約権を行使する時期及び数量をコントロールすることができるため、当社の資金ニーズに応じ、株式価値の希薄化に配慮した柔軟な資金調達を実現することが可能です。

当社は、上記のような課題に取り組みながら、安全・安心な通信及びプラットフォームを提供する事業者として成長していく計画です。

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクとしては以下のようなものがあります。必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載していますが、当社株式への投資に関連するリスクのすべてを網羅するものではありません。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

### (1) 市場について

#### ① 技術の進歩及び制度の整備について

当社は創業以来、モバイル通信の市場で事業を展開しています。モバイル通信のうち、音声通話の市場は、携帯電話の普及が進み、飽和状態にあります。一方、データ通信の市場は、スマートフォンやタブレット端末の普及が急速に進んでいますが、その普及の速さゆえに、セキュリティやプライバシーに関わる課題が広く認識されるようになっていきます。モバイル通信の活用範囲及び市場規模の更なる拡大の成否は、これらの課題が技術及び制度の両面において適切に解決され、誰もが安心して利用できる通信手段になりうるか否かにかかっています。

無線通信やセキュリティ等の技術は日進月歩の発展を遂げているため、技術面の課題はいずれ克服されていくものと考えますが、技術の進歩が停滞または遅延した場合には、当社グループが事業を展開する市場規模の拡大も停滞または遅延する可能性があります。また、無線通信やセキュリティ等の制度面の課題については、行政及び各事業者が高度な問題意識を持って取り組むことで早期に整備されていくものと考えますが、制度の整備が停滞または遅延した場合には、当社グループが事業を展開する市場規模の拡大も停滞または遅延する可能性があります。いずれの場合も、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 訪日旅行者向け商品の市場について

当社は、SIM事業のプリペイド商品において訪日旅行者向け商品を販売しており、近年は、政府のインバウンド推進政策を受け、順調な売上成長を続けてきました。しかしながら、訪日旅行者向け商品の販売は当該旅行者数の増減に左右されるため、国内外の社会経済状況に大きく影響されます。国内外で大規模な自然災害が発生した場合、国内外で危険な感染症が蔓延した場合、諸外国との外交関係が悪化した場合、為替レートが急激に変化した場合、世界経済の後退が深刻化した場合などは、訪日旅行者数が減少し、当社の訪日旅行者向け商品の販売が低迷するため、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、令和2年1月以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により訪日旅行者数が大幅に減少し、令和2年3月期第4四半期以降、訪日旅行者向け商品の売上はほとんど見込めない状態となっています。同商品の売上が従前のレベルに回復するには相当の時間を要することが想定されるため、当社グループは、テレワーク向け商品及びGIGAスクール向け商品等の新たな分野を開拓することで、訪日旅行者向け商品の減少が当社グループの業績に与える悪影響を最小限に留める計画です。

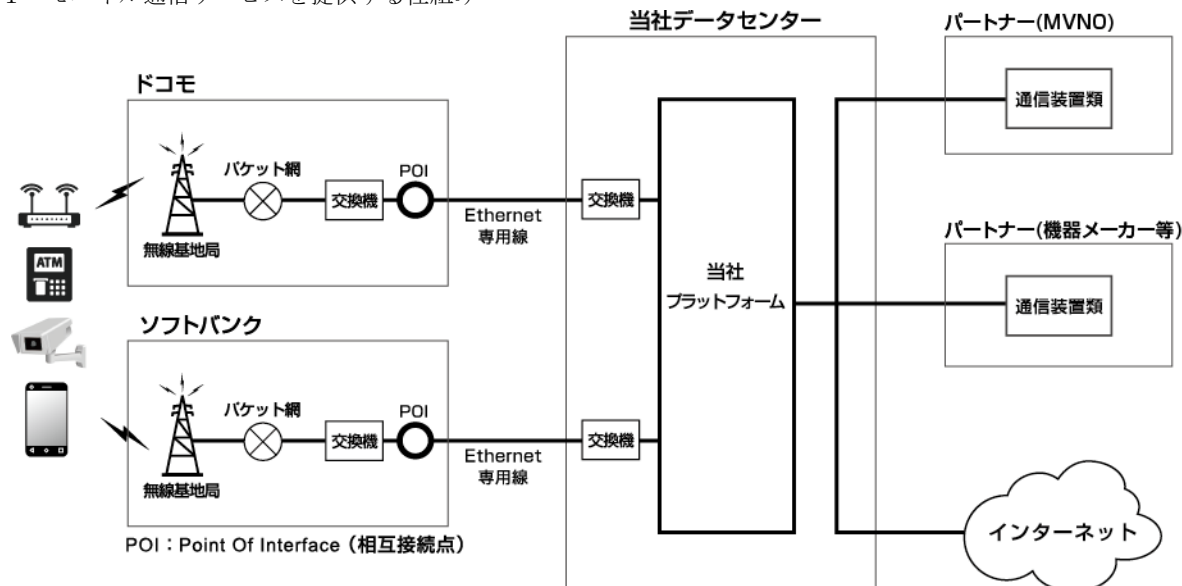
### (2) 当社サービスの仕組みについて

#### ① モバイル通信網等について

当社は、携帯電話事業者から調達したモバイル通信サービスを活用して、音声通話サービス、セキュリティ技術、IP電話等の各種アプリケーション、または通信端末等を組み合わせることで当社独自の通信サービスを設計し、一般消費者を含む様々な顧客層及びパートナー企業にモバイル通信のソリューションを提供しています。

当社サービスの基盤となっているのはモバイル通信サービスですが、現時点において、モバイル通信サービスを提供する仕組みは、下図のとおり、ドコモ及びソフトバンクのモバイル通信網等のネットワーク（以下、「モバイル通信網等」という）、専用線接続部分並びに当社グループのデータセンター等から構成されています。なお、当社グループのデータセンターにおける主要なシステムは、株式会社インターネットイニシアティブが運営するデータセンター内に収容しています。

図1 モバイル通信サービスを提供する仕組み



モバイル通信サービスを提供する仕組みのうち最も主要な部分は、携帯電話事業者のモバイル通信網等ですが、これは、当社が携帯電話事業者と締結した契約に基づいて調達しています。

従って、当社が携帯電話事業者とモバイル通信網等を調達する契約を締結することができない場合は、当社はモバイル通信サービスを提供することができません。また、当社が携帯電話事業者とモバイル通信網等を調達する契約を締結した場合も、当社が当該契約を同様の条件で継続することができる保証はなく、当該契約が携帯電話事業者によって解除される等により終了した場合は、当社はモバイル通信サービスの提供を継続することができない事態に陥ります。

当社は、携帯電話事業者が積極的に訴求しない分野での潜在需要を喚起する等により、通信市場全体の拡大を図り、携帯電話事業者に対する交渉力の維持・増強に努めています。しかし、当社が将来にわたり携帯電話事業者との契約を更新することができるという保証、または、従前と同様の条件で調達を受けられるという保証はなく、今後、調達条件の改善に成功するという保証もありません。さらに、携帯電話事業者の事業方針の変更等により、当社が従前より不利な条件での調達を余儀なくされる可能性があるほか、携帯電話事業者自身が顧客にとってより魅力的な自社サービスを展開し、それを当社に対する提供条件には反映させないこと等により、当社と携帯電話事業者との契約が維持されたとしても、結果的に当社サービスの競争力が失われる事態となる可能性もあります。当社が携帯電話事業者からの調達条件を維持もしくは改善することができなかった場合、または携帯電話事業者からの調達条件が悪化した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社は、上記のリスクを最小限に留めるため、携帯電話事業者からデータ通信のモバイル通信網等を調達するにあたっては、電気通信事業法上の制度である相互接続に基づく契約を締結し、安定した事業基盤を確保するために最大限の努力をしています。そのため、5G等の新たなモバイル通信網等を調達する契約を締結することができない可能性、及び、既存のモバイル通信網等の調達に関する契約を解除される可能性は、いずれも高くないものと認識しています。また、携帯電話事業者から音声通話サービスを調達するにあたっては、相互接続より携帯電話事業者の裁量の余地がより大きい卸契約によっていますが、卸契約も電気通信事業法の規律を受けることから、電気通信事業法に基づく総務大臣裁定により、携帯電話事業者から原価ベースの卸料金で音声通話サービスを調達するなど、モバイル通信網等の調達条件の改善に努めています。

なお、モバイル通信網等の調達にかかわらず、当社グループの今後の事業展開において、携帯電話事業者に依存する側面が大きいことは否定できません。すなわち、当社サービスの利用可能地域の拡大は、携帯電話事業者のモバイル通信網等における通信可能地域の拡大が前提となり、通信速度または通信容量の向上は、携帯電話事業者におけるモバイル通信網等の性能の向上が前提となります。

## ② モバイル通信網等のネットワーク設備の障害について

携帯電話事業者のモバイル通信網等の維持管理は携帯電話事業者において行われており、当社グループが顧客に当社サービスを確実に提供するためには、携帯電話事業者のモバイル通信網等が適切に機能していることが前提となります。携帯電話事業者のモバイル通信網等が適切に機能していないことにより、当社サービスの全部もしくは一部が停止し、または当社サービスの水準が低下する事態が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、携帯電話事業者においてモバイル通信網等の適切な維持・管理が行われていた場合でも、アクセスの集中

等の一時的な過負荷、外部からの不正な手段による侵入、内部者の過誤、または大規模地震を含む自然災害、停電もしくは事故等の原因により、携帯電話事業者のモバイル通信網等に障害が発生する可能性があります。このような障害により、当社サービスの全部もしくは一部が停止し、または当社サービスの水準が低下する事態が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、耐震構造または免震構造を有し停電対策を備えた施設にデータセンターを収容しています。さらに、データセンター内のネットワークシステムについては、その通信状態を終日監視する体制を整備し、継続的に通信状態をテストすることにより、障害等の発生を早急に感知することに努めています。また、携帯電話事業者との障害連絡体制を整え、障害発生時にも極力短時間で復旧できる準備体制を整えています。

しかしながら、大規模地震を含む自然災害、停電または事故等の原因による障害の発生を完全に防ぐことはできません。また、障害が発生した場合、迅速に対処するためには多大なコスト負担が必要となるため、発生した障害の規模等によっては、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、自社開発を含め、多数のネットワーク機器及びコンピュータ・システム（ソフトウェアを含む）を使用しています。これらの機器及びシステムにおいて、不適切な設定、バグ等の不具合（外部から調達する一般的なソフトウェアの不具合を含む）が顕在化した場合には、サービスの全部もしくは一部の停止、またはサービスの水準の低下が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### ③ ネットワークシステムについて

当社グループが提供するモバイル通信サービスは、モバイル通信網を使用するため、利用場所、利用時間帯、利用時の電波の状況、及び基地局の混雑度等により、通信速度が異なります。また、インターネット接続を利用する場合には、インターネットの通信速度に依存します。さらに、携帯電話事業者から当社グループのデータセンターまでを接続する専用線の通信速度並びにデータセンター内のネットワーク設備及びコンピュータ・システムの処理速度にも依存します。加えて、当社グループのデータセンターから法人顧客までを専用線で接続している場合には、当該専用線の通信速度にも依存します。

当社グループは、現在の顧客数及びその利用実態を把握し、また今後の顧客数及び利用実態を予測することにより、必要かつ十分なネットワークシステムの容量を確保するよう努めています。しかしながら、当社グループが機動的にネットワークシステムの容量を確保することができず、当社グループが確保したネットワークシステムの容量が需要に対して不足した場合には、通信速度が低下する原因となる可能性があり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、このような事態を回避するために、需要に対して必要以上にネットワークシステムの容量を増強した場合にも、過大な費用が発生することで、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### ④ 技術革新について

当社グループが提供するモバイル通信サービスでは、LTE・3Gのモバイル通信技術、無線LAN技術、TCP/IPネットワーク技術、マイクロソフトWindowsオペレーティングシステム、認証技術において業界標準となっているRadius認証システム等を使用しています。これらの技術標準等が急激に大きく変化した場合、その変化に対応するための技術開発に多大な費用が生じ、当社グループの収益を圧迫し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、技術標準等の変化への対応が遅れた場合、または、当社サービスに使用している技術もしくはサービスが陳腐化した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 事業の内容について

### ① 通信端末の調達について

当社グループは、モバイル通信サービスで使用する通信端末を複数の企業から調達していますが、調達条件はその時点の市場環境の影響を受けます。

当社グループは、通信端末の調達条件を改善するよう努めていますが、そのような努力にもかかわらず、調達条件が悪化した場合には、事業原価の上昇や通信端末を適時に顧客に供給できないことによる事業機会の逸失により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、通信端末に品質上の問題があった場合には、サービスを継続できない等の事態が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、しばらくの間、通信端末は品薄状態となり、サプライチェーンも混乱しました。今後再びこのような事態が発生し、長期間継続する場合は、事業原価の上昇や通信端末を適時に顧客に供給できないことによる事業機会の逸失により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ② 通信端末の陳腐化リスク等について

モバイル通信サービスで使用する通信端末は、通信端末メーカーまたは代理店から調達しますが、最低発注量が大きく、需要に対し過大な発注をせざるを得ない場合もあり、このような場合、在庫の陳腐化リスクを負うこととなります。当社グループでは、通信端末メーカーと緊密な情報交換を行い、販売状況を見極めながら必要数量の予測を的確に行うよう努めていますが、調達した通信端末が陳腐化した場合、または発注時期の遅延により適時に顧客に供給できず事業機会を逸失した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ③ 通信端末の製造物責任等について

当社は、モバイル通信サービスで使用する通信端末を通信端末メーカーまたは代理店から調達して販売しています。当社は、通信端末を調達するにあたり、品質等の検査を行っていますが、それにもかかわらず、当該通信端末に検取時に判明しない欠陥があり、事故等の被害が生じた場合には、当社は、製造物責任法に基づく損害賠償責任を負う可能性があります。また、製品事故に至らなくても、当該通信端末の技術基準等に問題があった場合は、製品の回収義務を負う可能性があります。これらの場合は、多額のコストが発生するだけでなく、当社グループの信用を大きく毀損し、売上の低下や収益の悪化など、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ④ マーケティング力及び技術開発力について

当社グループの業績は、顧客が求め、または顧客に受け入れられるサービスを的確に把握し、新たなサービスを提供していくこと、すなわち激変する業界にあって迅速に動向を把握し、あるいは予測しながら経営を行っていくためのマーケティング力及び技術開発力に依拠すると考えています。当社グループが、かかる能力を適切に維持し、または向上できない場合には、事業機会を逸し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ⑤ 人材の確保について

当社グループは、新たな領域で事業を行っているため、少数の個人の経験、スキル及びノウハウに負うところが大きく、そのような人材を失うことによる事業への影響の可能性は否定できません。当社グループは、事業の拡大に伴い、適切な人材を確保し、体制の充実に努める方針ですが、優秀な人材を適時に採用することは容易ではありません。当社グループが、事業の拡大に必要な適切な人材を確保することができなかった場合、採用した従業員が短期間で退職した場合、または、限られた人材に依存している業務において従業員に業務遂行上の支障が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (4) 競合について

当社が提供するモバイル通信サービスは、その市場が成長期にあることから、現在の競合に加え、今後の更なる新規参入による競争激化が予想されます。特に、当該サービス分野は、通信事業者が提供する通信サービスの側面と、コンピュータ関連事業者が提供するシステムサービスの側面とを併せ持つことから、以下のとおり、通信事業及びコンピュータ関連事業から、競合するサービスが現れる可能性があると考えています。

### ① 携帯電話事業者について

通信回線設備を有する携帯電話事業者は当社グループと比較して圧倒的に潤沢な経営資源を有し、それらを活用することで、より低価格・高機能な商品を単独で提供することが可能です。

従来、携帯電話事業者の収益源は音声通話によっていましたが、昨今のスマートフォン等の急速な普及からデータ通信による収益が音声通話を上回るようになっており、現在、データ通信市場では、携帯電話事業者を含めた競争が激化しています。

このような状況において、携帯電話事業者は、自社または自社と資本関係のあるグループ内のMVNOにより、当社グループと競合するサービスの展開を強化しています。また、令和2年4月には、既存事業における安定的な顧客基盤及び事業基盤を活用してモバイル通信サービスに参入した事業者が新たな携帯電話事業者となり、従来の携帯電話事業者より低価格なサービスを展開しています。このような携帯電話事業者が、その強大な資本力を背景に、当社グループより商品力に優れたサービスを提供した場合、当社グループの競争力の低下または価格競争の激化による売上高の減少が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、携帯電話事業者は、当社グループにとってモバイル通信網等の調達先でもあります。携帯電話事業者が提供するサービスと当社グループが提供するサービスの競合が激化した場合、携帯電話事業者は、自己のサービスを拡大するため、当社との取引条件を変更する可能性があり、その場合、当社グループの価格設定や提供しうるサービスが制限されることにより、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ② MVNOについて

当社グループと競合するMVNOの多くは、固定回線系ネットワークサービスを提供する事業者、大規模小売店を展開する事業者等がモバイル通信サービスに新規参入したものです。これらの事業者は、既存事業において安定的な顧客基盤及び事業基盤を有しており、これらを活用して新規事業であるモバイル通信サービスを拡大する機会に恵まれています。これらの事業者が、既存事業の収益を源泉にモバイル通信サービスのシェア拡大を優先する場合、または、モバイル通信サービスを専ら既存事業を維持・拡大する手段として活用する場合は、モバイル通信サービスにおいて戦略的な価格政策を打ち出す可能性もあり、かかる事態が発生した場合には、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ③ S I（システムインテグレーター）について

S Iは、コンピュータ・システム領域において、顧客ごとに最適化したシステムのカスタマイズを事業としているため、システムの企画・立案からプログラムの開発、必要なハードウェア・ソフトウェアの選定・導入、及び完成したシステムの保守・管理までを総合的に行い、システム導入後においても保守業務が継続することから、顧客との結び付きは深いものになります。また、多種多様なシステムを統合するため、高いネットワークスキルを有しています。S Iが携帯電話事業者と提携する等により、通信サービスの提供能力を獲得した場合には、当社グループにとって強力な競合相手となる可能性があり、そのような場合、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは、イネイブラー事業者として、S Iを含むパートナー企業にモバイル・ソリューションを提供する戦略を推進しています。当社グループとS Iがパートナーシップを構築することは、両者に利益をもたらし、結果的に、競合による上記のリスクの低減につながります。

## (5) パートナービジネスへの依存について

当社グループは、イネイブラー事業者として、パートナー企業にモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションを提供することを事業の中核に据えています。そのため、当社事業の中長期的な成長の成否は、パートナー企業との間で、取引関係・契約関係を含めた信頼関係を構築することができるか、また、構築した信頼関係を維持・拡大することができるか否かにかかっています。当社は、パートナー企業との協業を成功させるため、最大限の経営資源を投入して、競争力のあるモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションの開発に努めるとともに、パートナー企業のオペレーションを支援するためのパートナープラットフォームの開発を強化しています。しかしながら、パートナー企業との間で、取引関係・契約関係を含めた信頼関係を構築することができなかった場合、信頼関係の構築に当社が想定する以上の時間を要した場合、または構築した信頼関係を維持・拡大することができなかった場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (6) 知的財産権及び法的規制等について

### ① 知的財産権の保護について

当社グループに帰属する知的財産の保護は、関連法規及び契約の規定に依存しています。当社グループは、知的財産を保護するため、他社の技術やノウハウの動向を把握し、必要に応じて特許出願等を行うよう努めています。出願した特許等が必ず権利登録されるという保証はありません。

また、当社グループが出願した特許等が権利登録された場合でも、取得した権利が十分なものではない可能性、または、第三者によって侵害される可能性があります。このような場合には、他社により、当社グループと同様の技術が開発され、または当社グループのサービスが模倣されることで、当社グループの事業の継続に支障を来す可能性があります。また、かかる侵害者に対する訴訟その他の防御策を講じるため、限られた経営資源を割くことを余儀なくされる事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### ② 第三者からのライセンスについて

当社グループは、モバイル通信サービスの提供にあたり、複数の第三者から、技術またはブランド（商標）等のライセンスを受けています。将来において、当社グループが現在供与されているライセンスを更新することができない事態、新たなサービスや通信端末を提供するために必要なライセンスの供与を受けることができない事態、または適切な条件でライセンスの更新もしくは供与を受けることができない事態が生じる可能性があり、そのような事態が生じた場合には、当社サービスの優位性が失われ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### ③ 法的規制等について

当社グループの事業は、電気通信事業法をはじめとする各種法令に基づく規制を受けています。これらの規制が変更され、または新たな法令が適用されることにより事業に対する制約が強化された場合、事業活動が制限され、またはコストの増加につながる可能性があります。他方、事業に対する制約が緩和された場合、新規参入の増加に

より競争が激化し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、令和元年10月の改正電気通信事業法の施行により、携帯電話事業者の過度なキャッシュバックが規制の対象となったことで、当該キャッシュバックを目的とする超短期の契約者が減少し、令和2年3月期下半期の当社グループの売上は大きく減少しました。しかしながら、改正電気通信事業法による悪影響は短期的なものに留まり、中長期的には、電気通信業界における公正な競争環境が整備されることで利用者の流動性が高まり、当社グループの業績に好影響を及ぼすものと認識しています。

#### ④ 個人情報の保護について

当社は、当社サービスを提供するにあたり、顧客の氏名、住所、生年月日、電話番号等の個人情報を取得することがあり、個人情報保護法に基づき、個人情報取扱事業者としての義務を負っています（なお、当社は、個人情報の第三者提供は行っておりません。また、現時点において、匿名加工情報や仮名加工情報を活用する計画はありません。）。

当社が取得した個人情報は、当社並びに当社連結子会社であるクルーシステム株式会社及びJCI US Inc.において業務上取扱いますが、当社グループでは、取得した個人情報について、業務上必要な範囲のみで利用し、適正な権限を持った者のみがアクセスできるようにしています。また、社員、契約社員及び派遣社員の全員が入社時及び毎年、秘密保持誓約書を提出するものとし、個人情報に接する機会の多いコールセンターの構成員は原則として正社員のみとしています。しかしながら、このような個人情報保護のための対策を施しているにもかかわらず、当社グループからの個人情報の漏洩を完全に防止できないという保証はありません。万一、当社グループが保有する個人情報が社外に漏洩した場合には、顧客からの信用を喪失することによる販売不振や、当該個人からの損害賠償請求等が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (7) その他

#### ① 業績の予測について

MVNO事業の歴史はまだ浅く、特に、当社グループが展開するデータ通信MVNOは新たな事業領域であることから、当社グループが今後の業績を予測するにあたり、過去の実績や、通信事業の業界一般の統計に必ずしも依拠することができません。また、今後のMVNO事業の業績に影響を与える可能性のある同事業の利用者数の推移、市場の反応等を正確に予測することも極めて困難です。従って、現時点において当社グループが想定する収益の見通しに重大な相違が生じる可能性があるほか、今後予想し得ない支出等が発生する可能性もあり、かかる事態が発生した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 資金調達について

当社グループは、ネットワーク設備、ソフトウェア、システム等の開発及び調達等に投資し、当社サービスの更なる差別化を推進して事業拡大を図る計画ですが、計画を実行する上で必要な投資資金の確保が困難な場合、事業機会を逸し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは6期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上していますが、当連結会計年度末において現金及び預金1,025百万円を保有し、必要な運転資金を確保しています。また、令和2年4月6日に発行した第5回新株予約権（第三者割当て）177,700個により、資金需要に応じた資金調達手段も確保しています。

#### ③ 新株予約権（第三者割当て）による株式の希薄化について

当社は、令和2年3月19日開催の取締役会決議に基づき、令和2年4月6日に第5回新株予約権（第三者割当て）177,700個（17,770,000株）を発行しており、当連結会計年度末現在の当該新株予約権の潜在株式数は17,770,000株となっています。当該新株予約権の行使期間は令和5年4月6日までであり、当該新株予約権が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、株価に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、当該新株予約権の割当先が当該新株予約権を行使する時期及び数量をコントロールすることができるため、当社の資金ニーズに応じ、株式価値の希薄化に配慮した柔軟な資金調達を実現することが可能です。

#### ④ ストックオプションによる株式の希薄化について

当社グループは、当社グループに対する貢献意欲及び経営への参加意識を高めるため、ストックオプションによるインセンティブ・プランを採用しており、令和2年3月19日開催の当社取締役会決議に基づき、当社並びに当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対し、令和2年4月10日に第20回新株予約権（ストックオプション）33,522個（3,352,200株）を発行しており、当連結会計年度末現在の当該新株予約権の潜在株式数は3,351,200株となっています。当該新株予約権の行使期間は令和9年4月10日までであり、当該新株予約権が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、株価に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該新株予約権の行使価格は、同新株予約権の発行日前日の当社株式終値の2倍であるため、当該新株予

約権が行使されることは、当社の株主価値が増大したことを意味します。そのため、当該新株予約権は、その行使による相応の希釈化を伴ったとしても、結果として中長期的な企業価値・株主価値の向上に寄与し、既存株主の利益にも貢献できるものと判断しています。

⑤ 新型コロナウイルスの感染拡大による影響について

新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、国内外でワクチンの開発及び接種が進められているものの、事態が収束する見通しは立っていません。当社グループにおいては、在宅勤務制度の導入による出社の抑制、出社する場合の時差出勤の推奨、パーティション及び空気清浄機を設置するとともに、マスクの着用及び消毒を徹底し、新型コロナウイルスの感染防止に努めています。しかしながら、これらの対策によっても新型コロナウイルスの感染を完全に防ぐことはできません。当社グループの役員または従業員が新型コロナウイルスに感染し、または隔離措置等によって業務からの離脱を余儀なくされた場合には、業務遂行上の支障が生じるほか、場合によっては当社グループの事業活動の一部が停止し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。



### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりです。

##### ①財政状態の分析

###### （資産）

当連結会計年度末における流動資産は1,521百万円となり、前連結会計年度末に比べ240百万円増加しました。これは主に未収入金が128百万円減少した一方、現金及び預金が374百万円増加したことによるものです。固定資産は330百万円となり、前連結会計年度末に比べ134百万円増加しました。これは主に有形固定資産が84百万円、無形固定資産が42百万円増加したことによるものです。

この結果、総資産は1,857百万円となり、前連結会計年度末に比べ375百万円増加しました。

###### （負債）

当連結会計年度末における流動負債は1,492百万円となり、前連結会計年度末に比べ588百万円増加しました。これは主に買掛金が456百万円、未払金が51百万円増加したことによるものです。固定負債は23百万円となり、前連結会計年度末に比べ5百万円減少しました。これは主に長期借入金が9百万円減少したことによるものです。

この結果、負債は1,516百万円となり、前連結会計年度末に比べ583百万円増加しました。

###### （純資産）

当連結会計年度末における純資産は341百万円となり、前連結会計年度末に比べ207百万円減少しました。これは主に親会社株主に帰属する当期純損失273百万円を計上したことによるものです。

この結果、自己資本比率は14.2%（前連結会計年度末は36.0%）となりました。

##### ②経営成績の状況

当連結会計年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、社会生活は多くの制約を受け、経済活動も縮小した1年となりました。

このような状況において、当社は、引き続き、安全・安心にデータを運ぶ（通信する）ことを自らの使命（ミッション）として事業を展開していますが、2021年3月期は2016年3月期以来のターニングポイントとなりました。当社は、2016年1月に公表した新事業戦略に基づき、SIM事業の収益改善を図りながら、中長期的な成長ドライバーであるFinTechプラットフォーム「FPoS」（Fintech Platform over SIM、エフポス）の商用化に向けた取り組みを進めていますが、当連結会計年度下半期にSIM事業の収益が大きく改善し、当第3四半期には5年ぶりに四半期の黒字決算を実現することができました。このことは、当社が、今後の収益安定化に向けて大きく前進したことを示しています。

当社は1996年の創業時から、MVNO事業モデルという新たな通信事業の在り方を提唱し、以来一貫して自ら実践してまいりました。当社が、2007年11月の総務大臣裁定によりデータ通信を原価ベース（原価に適正利潤を加えた額を超えない額）で調達できるようになったことは第1次MVNO規制緩和であり、2016年5月の電気通信事業法及び関連法令の改正により接続ルールの充実が図られたことは第2次MVNO規制緩和と言えますが、今回、2020年6月の総務大臣裁定により音声通信についても原価ベースで調達できるようになったことは、第3次MVNO規制緩和であり、MVNO事業モデルがようやく整ったものと言えます。

###### (i) SIM 事業について

当社は、2020年6月の総務大臣裁定を受け、同年7月に「日本通信SIM」という新たなブランドにより、音声定額プランを発売しました。このプランは、多くのお客様の支持を受け、当連結会計年度後半の収益を押し上げる結果となりました。

2019年11月に音声卸交渉に関する総務大臣裁定を申請した時点では、モバイルネットワークの主な利用用途はもはやデータ通信であるとして、音声通信の調達に注力することへの疑問も指摘されていましたが、「日本通信SIM」への評価は、音声定額の利用者にとって同等のサービスでなければ乗り換えの選択肢にならないこと、すなわち、音声定額を実装したことで、大手携帯事業者で音声定額を利用している8,000万人を超える方々にとって、当社のサービスがようやく選択肢となったことを示しています。

「日本通信SIM」では、大手携帯事業者から番号ポータビリティ制度（MNP）で乗り換えるお客様が8割以上を占めています。一般に、MNPで転入されたお客様は、そうでない方に比べて長く利用していただけるため、当社の収益基盤の安定化に大きく貢献するものと期待しています。

## (ii) FPoSによるデジタル化の推進について

当社は、SIM事業による安定的な収益基盤を構築しながら、同時に、FPoSの商用化に向けた準備を進めています。

FPoSは、本来はフィンテックのプラットフォームとして、スマートフォンで安全に金融取引を行うことを目的として開発されたものですが、新型コロナウイルスの影響下においてデジタル化の機運が高まる中、FPoSが備えている高度な安全性は、金融取引に限らず、社会全体で利用されるデジタルIDとしての役割を期待されるようになっていきます。

世の中には、いわゆるスマホID、つまりスマートフォンのアプリケーションでIDを作成する仕組みが広く普及しています。しかしながら、スマホIDは、利用者数の増加による規模の利益を目指す提供者側の論理により、本人確認が厳格ではなく、本人性（表示された者が本人であること）が脆弱です。また、スマホIDは、アプリケーション、すなわちソフトウェアでIDを作成するため、ハッキングされる可能性があり、真正性（表示された意思が本人の意思であること）にも劣ります。したがって、今後、社会のデジタル化が進展した場合、スマホIDを高度な安全性が求められる用途に使用することはできず、より信頼度の高いデジタルIDが必要となります。

FPoSは、スマートフォン内部のICチップにIDを作り出す仕組みであり、ICチップによって安全性を担保しているキャッシュカード、クレジットカード、マイナンバーカード等と同等の安全性を備えています。したがって、信頼度が高く、社会全体で利用されるデジタルIDとしての役割を果たすことができるものです。

現在、内閣府の国家戦略特区制度では、デジタル化が進んだ未来都市を丸ごと作ることを目指すスーパーシティ構想を推進しており、多くの地方自治体が国家戦略特区の認定を申請していますが、複数の申請において、FPoSを基盤とするデジタルIDが想定されています。スーパーシティで使用するデジタルIDは、スーパーシティの一員として本人であることを担保する機能に加え、スーパーシティで提供されるサービスの対価を決済する機能が求められます。スーパーシティには、メガバンクや地方銀行等の金融機関が参画している場合が多く、当社は、FPoSの本来の目的である金融プラットフォームとしての実績を作りながら、社会全体で利用されるデジタルIDとしての実績を作っていくことを目指しています。

## (iii) ローカル 4G/5G について

2020年12月にプライベートLTE (sXGP) の周波数帯域幅が3倍に増加したことで、ローカル4G/5Gに対する現実的なソリューションとしての期待が高まっています。当社は当第4四半期において、ローカル5Gの実証プロジェクトに参画し、地域の中核病院でローカル5Gに求められている課題を体験することができました。一方、新型コロナウイルスの影響下において、GIGAスクール構想により、急速、小中学生にタブレット端末等が配布されましたが、地方自治体が通信料金を負担する仕組みが長続きしないことは明らかです。地方自治体には、市内全域にプライベートLTEを設置する想定で申請をしている事例もありますが、地方自治体がプライベートLTEを運営し、地域内の通信を提供することができれば、子供たちに安定した学習機会を提供することができるため、実現した場合の波及効果は大きいものとなります。当社は引き続き、ローカル4G/5Gの事業分野を強化していきます。

なお、米国においては、ローカル4G/5Gの先駆的な仕組みであるCBRS向けに、ハイブリッドSIM、すなわちローカル基地局と大手携帯事業者の基地局の両方を使うことができるSIMの提供を開始しています。CBRSは、大学やオフィス等の環境において、WiFiに代わる無線通信として位置付けられていますが、WiFiとは異なり、SIMによる認証が必要となるため、当社米国子会社は、CBRSを推進する大手企業にSIM及びSIMによる認証の仕組みを提供する準備を進めています。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,497百万円（前連結会計年度は3,510百万円）となりました。累計期間では前年対比では若干の減収ですが、これは音声サービスを中心とした新サービス及びローカル5G実証プロジェクトの増収効果があった一方、新型コロナウイルスの影響により、訪日外国人向けサービスの減収が大きかったためです。

売上原価は2,223百万円（前連結会計年度は2,511百万円）となりました。これは主に、帯域増強によりコスト増になった一方、データ通信のキャリアとの接続料の単価が下がったことや、総務大臣裁定により、NTTドコモからの音声通信を原価ベースで調達できるようになり、原価率が改善したためです。

営業利益は248百万円の損失（前連結会計年度は670百万円の損失）、経常利益は242百万円の損失（前連結会計年度は669百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は273百万円の損失（前連結会計年度は840百万円の損失）となりましたが、当第3四半期には5年ぶりに四半期ベースで黒字転換を果たしています。

## ③キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は1,025百万円となり、前連結会計年度末に比べ374百万円増加しました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは419百万円の収入(前連結会計年度は633百万円の支出)となりました。これは主に税金等調整前当期純損失270百万円を計上した一方、仕入債務が456百万円増加、未収入金が128百万円減少、未払又は未収消費税等が73百万円増加したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは53百万円の支出(前連結会計年度は57百万円の支出)となりました。これは主に固定資産の取得によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは6百万円の収入(前連結会計年度は702百万円の収入)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出が21百万円あった一方、非支配株主からの払込みによる収入が24百万円あったことによるものです。

④生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

当社グループのサービス提供の実績は、販売実績とほぼ一致していますので、生産実績に関しては(d) 販売実績の項をご参照ください。

(b) 仕入実績

当社グループの当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

なお、セグメントについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等) セグメント情報」をご参照ください。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	前年同期比 (%)
日本事業 (千円)	1,646,110	89.7
海外事業 (千円)	44,514	38.5
合計 (千円)	1,690,625	86.7

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2. 金額は仕入価額で表示しています。

(c) 受注実績

当社グループは、受注から販売までの所要日数が短く常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しています。

(d) 販売実績

当社グループの販売実績は、出荷金額に基づいており、当連結会計年度販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	前年同期比 (%)
日本事業 (千円)	3,358,123	100.7
海外事業 (千円)	129,605	65.5
合計 (千円)	3,487,729	98.7

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しています。

2. 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上である相手先は次のとおりです。

相手先	前連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)		当連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社U-NEXT	552,081	15.6	411,228	11.8

3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に基づいて作成しています。その作成は経営者による会計方針の選択及び適用、並びに資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っていますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループが連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に次の会計方針に関する事項が連結財務諸表における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすものと考えます。

(i) 収益の認識

当社グループは、次のサービスラインごとに売上の計上基準を分けています。

(a) プリペイド・サービス（b モバイル）及び機器向けサービス

当該期間の通信サービスを提供するもの（例：12ヶ月間使い放題のSIM）は当該期間にわたって売上高を按分して計上。

(b) 月額課金サービス

移動体通信端末の売上は出荷基準

通話料及びその他付加価値サービスの売上は役務提供基準

(ii) 貸倒引当金

当社グループは、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。販売先の財務状況及び支払能力に重要な変動が生じた場合、これらの貸倒引当金の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(iii) たな卸資産の評価

当社グループは、総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しています。将来の市場環境に重要な変動が生じた場合、これらのたな卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(iv) 固定資産の減損

当社グループは、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった固定資産の帳簿価額を、回収可能価額まで減損する会計処理を適用しています。経済環境の著しい悪化等により営業収益が大幅に低下する場合等には、減損損失が発生する可能性があります。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(i) 経営成績の分析

当連結会計年度の売上高は前期比0.4%減の3,497百万円（前連結会計年度は3,510百万円）となりました。これは、音声の新サービスである音声かけ放題サービスや音声70分のサービスを提供開始したこと、GIGAスクール構想により教育委員会にデータ通信サービス導入件数が増加したこと等による月額課金サービスの増収があったこと、及びローカル5G実証プロジェクト等により増収効果があった一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪日外国人向けプリペイドSIMの販売額の減少と2019年10月に改正電気通信事業法が施行されたことによるMNPキャッシュバックを目的とする超短期契約者数が減少したことによる関連手数料の減収が大きく、前連結会計年度に比べ微減となりました。

売上原価は2,223百万円（前連結会計年度は2,511百万円）となりました。これは主に、帯域増強によりコスト増になったものの、大手携帯各社がMVNO向けに設定する接続料単価の年次改定による原価低減、並びに2020年6月の音声に関する総務大臣裁定により、NTTドコモから音声通信を原価ベースで調達できるようになったことから原価率は改善しました。

販売費及び一般管理費（研究開発費を含む）は前期比8.7%減の1,523百万円（前連結会計年度は1,669百万円）となり、営業利益は248百万円の損失（前連結会計年度は670百万円の損失）となりました。

経常利益は営業損失に加え、持分法による投資利益を計上したことなどにより242百万円の損失（前連結会計年度は669百万円の損失）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、米国子会社における元従業員との雇用契約に関する申立てに基づく元従業員との和解金の支払い28百万円を計上したことにより273百万円の損失（前連結会計年度は840百万円の損失）となりましたが、当第3四半期には5年ぶりに四半期ベースで黒字転換を果たしています。

(ii) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきまして、事業に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としています。

運転資金は基本的に内部資金より充当しています。また、開発費用や設備投資に係る長期に亘る資金需要に関しては、令和2年3月19日開催の取締役会において、クレディ・スイス証券株式会社を引受人とする日本通信株式会社第5回新株予約権（第三者割当て）177,700個（目的である株式の数17,770,000株）の発行を決議し、令和2年4月6日に同新株予約権を発行しました。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

会社名	相手方の名称	国名	契約名称	契約内容	契約期間
日本通信㈱	株式会社インター ネットイニシアテ ィブ	日本	広域複合ネット ワークサービス 契約	データセンターの運営・ 管理	平成14年2月4日から 平成15年2月3日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社NTTド コモ	日本	相互接続協定書	レイヤー2による3Gネ ットワークの相互接続に 関する協定	契約期間の定めなし (締結日：平成21年3月 13日)
JCI US Inc. (旧 Contour Networks Inc.)	Sprint Spectrum L.P.	米国	Private Label PCS Services Agreement	レイヤー2接続に関する 契約	開始日：平成22年3月17 日 終了日：商用化実施日か ら起算して5年間が経過 する日 (その後は1年単位の自 動更新)
日本通信㈱	株式会社NTTド コモ	日本	卸電気通信役務 の提供に関する 契約書	3G音声卸サービスに関 する契約	平成22年4月15日から 平成25年4月30日まで (3年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社NTTド コモ	日本	第3種Xiサー ビスの提供に関 する契約書	LTE音声卸サービスに 関する契約	平成25年1月16日から 第3種Xiサービスの 廃止がなされるまで
JCI US Inc. (旧 Contour Networks Inc.)	Verizon Wireless LLC	米国	Telematics Agreement	無線による音声通話サー ビス及びデータ通信サー ビスの仕入れ	平成25年10月29日から 平成26年12月31日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	V A I O株式会社	日本	V A I O商標ラ イセンス契約書	商標のライセンス	平成26年12月24日から 平成27年12月23日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	Quanta Computer Inc.	台湾	ORIGINAL DESIGN MANUFACTURER AGREEMENT	通信端末の生産委託契約	平成27年3月17日から 令和2年3月16日まで (2年単位の自動更新)
日本通信㈱	ディーリンクジャ パン株式会社	日本	基本取引契約書	通信端末の仕入れ	平成28年2月5日から 平成29年2月4日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社U-N E X T	日本	MVNE業務委 託基本契約書	MVNE業務の受託契約	平成28年7月18日から 平成29年7月17日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	ソフトバンク株式 会社	日本	相互接続協定書	レイヤー2による3G及 びLTEネットワークの 相互接続に関する協定	契約期間の定めなし (締結日：平成29年1月 31日)
日本通信㈱	ソフトバンク株式 会社	日本	L2接続に係る 卸電気通信役務 の基本契約	卸音声サービス及び卸S MSに関する契約	契約期間の定めなし (締結日：平成29年8月 16日)
日本通信㈱	Taisys Technologies Co., Ltd	台湾	Master Agreement for Purchase and Sale of Product and Service	海外ローミングサー ビスの仕入れ	平成30年1月19日から 令和2年1月18日まで (2年単位の自動更新)

(注) 上記契約の相手方名称は、すべて令和3年3月31日現在の商号によります。

また、本書提出日現在、上記契約は有効に更新されています。

## 5 【研究開発活動】

当社グループは、携帯電話事業者の設備を借用して、他社には技術的に模倣困難なサービスを開発し、提供しています。従って、そうした当社独自のサービスが、携帯電話事業者のサービスに比べて如何に差別化されているかは極めて重要です。

当連結会計年度における研究開発費は137,665千円で、通信サービスの新たな認証方式、課金方式、制御方式他、当社グループが長期に渡って差別化を実現するための基本的な研究開発を行っています。

なお、このような研究開発活動で得られた技術及び知見は、日本事業、海外事業のセグメントを超えて共用されていますので、セグメントの内訳金額はありません。



### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループは、急速な需要増に対するサービス基盤の強化及びサービスの差別化を強化することを目的として設備投資を実施しました。

当社が創業時から推進・実現してきたMVNO事業モデルは、ここに至りようやく認知を得るようになってきたことから、当社サービスへの需要は急速に増大しています。モバイルネットワークそのものは、NTTドコモ等の設備を使用していることから需要増への対応は不要ですが、当社が持つネットワーク設備及び顧客対応システム等については、スケラビリティを常に強化しておく必要があります。

また、MVNO事業者が増加し、サービス競争が始まる状況の中、他社との差別化を実現するためのサービス開発投資を実施しています。

上記に関する設備投資は、ネットワーク及びシステム機器類の有形固定資産と自社開発ソフトウェアの無形固定資産に分かれますが、これらに135百万円の設備投資を実施しました。

日本事業においては、コンシューマ向けSIM新製品や、MVNOパートナー向け通信サービスを提供するため、自社開発ソフトウェア、ネットワーク機器の能力増強のための機材などに130百万円の設備投資を実施しました。

海外事業においては、ATM向け無線通信サービスの顧客ベースが堅調に増加しており、設備の能力及び冗長性を強化する目的でネットワーク機器などに4百万円の設備投資を実施しました。

全社（グループ全体にかかわる研究開発活動などの本社機能の一部を有する米国子会社）においては、自社開発ソフトウェア、ネットワーク機器の能力増強のための機材などの設備投資を実施しました。

#### 2【主要な設備の状況】

令和3年3月31日現在における当社グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

##### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
			建 物	車 両 及 び 器 具 備 品	リ ー ス 資 産	合 計	
本社 (東京都港区)	日本事業 及び全社 (共通)	サービス 設備	—	17,059	—	17,059	93 (2)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれていません。

2. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は（ ）に平均人員を外数で記載しています。

##### (2) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設 備 の 内 容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
				建物及び 器具備品	リ ー ス 資 産	合 計	
JCI US Inc.	本社 (米国コロラド州イン グルウッド)	海外事業	サービス 設 備	2,173	—	2,173	13 (1)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれていません。

2. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は（ ）に平均人員を外数で記載しています。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、FinTech用プラットフォーム及びデータ通信サービスについて継続的な開発投資及び設備投資を行っています。

当社グループは、日本、米国及びヨーロッパにおいて事業を展開しており、期末時点ではその設備の新設・拡充の計画を個々のプロジェクトごとに決定していません。そのため、セグメントごとの数値を開示する方法によっています。

当連結会計年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充）は、446百万円であり、セグメントごとの内訳は次のとおりです。

#### (1) 重要な設備の新設等

セグメントの名称	令和3年3月末計画金額 (百万円)	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
日本事業	446	ネットワーク設備及び認証局設備	自己資金及び新株予約権行使による増資資金
合計	446		

(注) 金額には消費税等を含めていません。

#### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	435,000,000
計	435,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和3年3月31日)	提出日現在発行数(株) (令和3年6月28日)	上場金融商品取引所名または登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	164,258,239	164,258,239	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	164,258,239	164,258,239	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、令和3年6月1日から本書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第20回新株予約権（ストックオプション）

決議年月日	令和2年3月19日（注1）
付与対象者の区分及び人数（注2）	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社執行役員 6名 当社従業員 86名 当社子会社従業員 13名
新株予約権の数（注3）	33,512個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（注3）	普通株式 3,351,200株（注4）（注5）
新株予約権の行使時の払込金額（注3）	296円（注6）
新株予約権の行使期間（注3）	令和2年4月10日から令和9年4月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注3）	発行価格 332円 資本組入額（注7）
新株予約権の行使の条件（注3）	（注8）
新株予約権の譲渡に関する事項（注3）	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注3）	（注9）

(注) 1. 当社は、退職等による付与対象者数の減少に伴い、令和2年8月6日開催の取締役会において、付与対象者を減少させる決議を行っています。

2. 令和2年8月6日開催の取締役会決議後の内容を記載しています。

3. 当事業年度の末日（令和3年3月31日）における内容を記載しています。なお、本書提出日の属する月の前月末現在（令和3年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、本書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略しています。

4. 第20回新株予約権（ストックオプション）（以下、本項の注記において「本新株予約権」という）1個あたりの目的となる株式の数は100株とする。

5. 本新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

6. 本新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた金額とする。

8. (1) 権利喪失事由

① 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。

(a) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合

(c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）

く)

(d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合

(e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でない当社が認めた場合

② 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

(2) 定年退職

新株予約権者が定年により当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないで、その権利行使期間を「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日を限度として延長することができる。

(3) 定年前退職

新株予約権者が当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を喪失した場合（ただし、(1)及び(2)に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないで、その権利行使期間を「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日を限度として延長することができる。

(4) 相続人による権利行使

① 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

(5) 新株予約権の放棄

新株予約権者が(1)に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、(2)または(3)に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

(6) 新株予約権の行使に関するその他の制限

① 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。

② 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

③ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

9. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、株式分割または株式併合を行う場合に用いる、新株予約権の目的となる株式の数を調整する算式（(注)5.）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、株式分割または株式併合を行う場合に用いる、行使価額を調整する算式（(注)6.）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日

- から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注) 7. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
(注) 8. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得に関する事項  
下記に準じて決定する。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 前項の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）の前であっても、当社代表取締役社長が本新株予約権の全部をその決定する価額で取得する旨を決定したとき、当社は、当社代表取締役社長が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を取得することができる。
- (10) その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

日本通信株式会社第5回新株予約権（第三者割当て）

決議年月日	令和2年3月19日
新株予約権の数（注1）	177,700個
新株予約権のうち自己新株予約権の数（注1）	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（注1）	普通株式 17,770,000株（注2）（注3）
新株予約権の行使時の払込金額（注1）	当初148円（注4）（注5）
新株予約権の行使期間（注1）	令和2年4月7日から令和5年4月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注1）	発行価格（注6） 資本組入額（注7）
新株予約権の行使の条件（注1）	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項（注1）	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注1）	—

- (注) 1. 当事業年度の末日（令和3年3月31日）における内容を記載しています。なお、本書提出日の属する月の前月末現在（令和3年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、本書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略しています。
2. 日本通信株式会社第5回新株予約権（第三者割当て）（以下、本項の注記において「本新株予約権」という）1個当たりの目的となる株式の数（以下、「割当株式数」という）は100株とする。
3. 本新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込金額による普通株式の発行または株式分割等を行う場合、新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という）が調整される（（注）5.）ことにより、割当株式数は、次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、（注）5. に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

4. 行使価額の修正

新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。ただし、当該効力発生日に係る修正後の行使価額が74円を下回ることとなる場合には行使価額は74円とする。

#### 5. 行使価額の調整

当社は、新株予約権の発行後、当社が時価を下回る払込金額による普通株式の発行または株式分割等を行うことにより当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 8. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る注記

(1) 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する。

(2) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりである。

①本新株予約権の目的となる株式の総数は17,770,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇または下落により行使価額が修正されても変化しない(ただし、(注)3.に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある)。なお、株価の上昇または下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加または減少する。

②本新株予約権の行使価額の修正基準

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値が無い場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該行使請求の効力発生日以降、当該金額に修正される。

③本新株予約権の行使価額の修正頻度

本新株予約権の行使の際に②に記載の条件に該当する都度、修正される。

④行使価額の下限

当初74円(ただし、(注)5.の規定を準用して調整されることがある)

⑤割当株式数の上限

本新株予約権の目的となる株式の総数は17,770,000株(令和2年2月29日現在の発行済株式総数に対する割合は10.82%)、割当株式数は100株で確定している。

⑥本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(④に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)

1,323,509,600円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある)

⑦本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている。

(3) 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容

①当社は、令和2年4月6日以降、その裁量により、本新株予約権の全部または一部につき、行使することができない期間を指定(以下、「停止指定」という)する権利を有している。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができる。

②当社は、令和2年10月7日以降いつでも、当社取締役会において決議し、かつ割当先に対して法令に従って通知することにより、本新株予約権の要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当先の保有する本新株予約権の全てを取得することができる。割当先は、当社と割当先との間で締結した第三者割当契約(以下、「本第三者割当契約」という)により、上記

通知がなされた日の翌日以降、本新株予約権の行使を行うことができない。

- ③当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、当該時点で残存する本新株予約権の全部を、発行価額と同額にて取得する。
- ④割当先は、当社の重大な義務違反等を原因として本第三者割当契約が解除された場合、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当先の保有する本新株予約権の全てを買い取る。
- ⑤当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換または行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」という）を割当先に行わせない。
- ⑥割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- ⑦割当先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。
- (4) 当社の株券の売買について割当先との間で締結した取決めの内容  
該当事項なし
- (5) 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結した取決めの内容  
該当事項なし
- (6) その他投資者の保護を図るため必要な事項  
割当先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで)	第25期 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	—	—



## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成28年4月1日～ 平成28年8月25日 (注1)	6,930,000	147,553,239	611,220	3,247,625	600,246	1,598,213
平成28年8月26日～ 平成29年3月31日 (注2)	175,000	147,728,239	6,300	3,253,925	6,018	1,604,232
平成29年4月1日～ 平成29年5月16日 (注1)	550,000	148,278,239	45,850	3,299,775	45,060	1,649,292
平成29年5月17日 (注2)	5,000	148,283,239	180	3,299,955	171	1,649,464
平成29年5月17日～ 平成29年6月9日 (注1)	6,380,000	154,663,239	506,100	3,806,055	496,886	2,146,350
平成29年6月10日～ 平成29年9月30日 (注2)	65,000	154,728,239	2,340	3,808,395	2,235	2,148,585
平成29年10月1日～ 平成30年3月31日 (注1)	3,600,000	158,328,239	226,435	4,034,830	226,435	2,375,020
平成30年4月1日～ 平成31年3月31日 (注3)	2,100,000	160,428,239	123,066	4,157,896	123,066	2,498,086
平成31年4月1日～ 令和2年3月31日 (注3)	3,830,000	164,258,239	370,544	4,528,440	370,544	2,868,630

- (注) 1. 日本通信株式会社第3回新株予約権 (第三者割当て) の行使による増加です。  
2. 新株予約権 (ストックオプション) の行使による増加です。  
3. 日本通信株式会社第4回新株予約権 (第三者割当て) の行使による増加です。

## (5) 【所有者別状況】

令和3年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	17	39	127	54	107	37,292	37,636	—
所有株式数 (単元)	—	222,184	177,414	28,076	320,718	2,878	891,198	1,642,468	11,439
所有株式数の割合 (%)	—	13.52	10.80	1.70	19.52	0.17	54.25	100	—

- (注) 1. 自己株式15,004株は、「個人その他」に150単元、「単元未満株式の状況」に4株含まれています。  
2. 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てています。

## (6) 【大株主の状況】

令和3年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式 を除く)の 総数に対する 所有株式 数の割合 (%) (注 1)
MLPFS CUSTODY ACCOUNT (注2) (常任代理人 B O F A証券株式会 社)	THE CORPORATION TRUST COMPANY CORPORATION TRUST CENTER 1209 ORANGE ST WILMINGTON, DE DE US (東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋 一丁目三井ビルディング)	13,122,800	7.98
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	1209 ORANGE STREET, WILMINGTON, NEW CASTLE COUNTRY, DELAWARE 19801 USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	12,928,239	7.87
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)(注3)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	9,945,500	6.05
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	5,399,957	3.28
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	2,729,400	1.66
株式会社日本カストディ銀行(信託 口5)(注3)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,502,000	1.52
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済 事業部)	2,197,101	1.33
株式会社日本カストディ銀行(信託 口6)(注3)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,169,400	1.32
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)(注3)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,046,100	1.24
三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,917,400	1.16
計	—	54,957,897	33.46

- (注) 1. 発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てていま  
す。
2. 当社代表取締役会長三田聖二が実質的に保有しています。
3. 当該株主の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、当社において把握することができません。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

令和3年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 15,000	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 164,231,800	1,642,318	同上
単元未満株式	普通株式 11,439	—	同上
発行済株式総数	164,258,239	—	—
総株主の議決権	—	1,642,318	—

(注) 「単元未満株式」の株式数には、自己株式4株が含まれています。

## ② 【自己株式等】

令和3年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本通信株式会社	東京都港区虎ノ門 四丁目1番28号	15,000	—	15,000	0.00
計	—	15,000	—	15,000	0.00

(注) 1. 上記の他、単元未満株式4株を保有しています。

2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てています。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。ただし、令和3年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取りは含まれていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		当期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月28日)	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 ( — )	—	—	—	—
保有自己株式数	15,004	—	15,004	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、令和3年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれていません。

2. 当期間における保有自己株式数には、令和3年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取りまたは売渡しによる株式は含まれていません。

### 3 【配当政策】

#### (1) 配当についての基本的な方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題として位置付けています。

株主に対する利益還元策として、一般的には、配当、自社株買い、株主優待等が実施されています。しかしながら、当社は、新たな市場を開拓する企業においては、株主に対する利益還元は、市場の拡大とともに当該企業が成長し、その結果としてもたらされる時価総額の向上、及びこれに伴う当該企業の株価の上昇によるべきと考えています。

現段階において、当社には、MVNO事業モデルの進化に加え、FinTechプラットフォーム事業及びローカル基地局によるソリューション事業の推進によって、日本市場においても、グローバル市場においても、極めて大きな成長が見込まれます。そのため、事業活動から生み出されるキャッシュは、極力再投資をし、的確に事業機会を捉えていくことが株主の期待に応えるものと認識しています。

以上により、当社は、少なくとも現段階において、一般的な利益還元策である配当、自社株買い、株主優待等を実施する計画はありません。当社は、引き続き、新たな市場の開拓に邁進し、その結果としての時価総額の向上を目指してまいります。

#### (2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針及び配当の決定機関

当社は定款において、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定めており、中間配当金及び期末配当金として年2回剰余金の配当をすることができる制度となっています。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会です。ただし、定款に配当の制度があることが、配当を行うことを意味するものではありませんので、ご注意ください。

当社は「(1) 配当についての基本的な方針」に記載のとおり、現段階では配当を予定していません。

#### (3) 当事業年度の配当決定にあたっての考え方

当事業年度においては、「(1) 配当についての基本的な方針」に基づき、配当は行いません。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンス体制

###### (i) 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つとして認識し、透明性の確保及び経営効率の向上を重視した事業運営に努めています。

当社は監査役会設置会社ですが、指名委員会等設置会社やそのモデルとされた米国型のコーポレート・ガバナンス構造からも積極的に良い面を取り入れ、以下のとおり経営監督機能を強化した体制をとっています。

###### (ii) コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### (a) 社外取締役が過半数を占める取締役会

代表取締役は経営方針を決定し、業務執行を行います。重要な事項については取締役会の承認を得たうえで決定するほか、取締役会により、業務執行に対する経営監視が行われています。

当社は、取締役会が重要事項について適切な意思決定を行い、代表権を有する業務執行取締役に対する経営監督機能を有効に果たしていくためには、業務執行者からの独立性を確保された、株主の代表としての社外取締役が必要であると考えています。また、いかに独立した社外取締役であっても、取締役会の中で少数派である場合に実効性のある監督・監視機能の発揮を期待することは実質的には困難であることから、取締役会の過半数を社外取締役で構成することが必要であると考えています。

当社の社外取締役は、いずれも、経営者等として豊富な経験を有し、業務執行者からの独立性を確保されており、当社の業務執行に対する厳格な監督機能を果たしています。また、社外取締役のうち1名以上は、法律に関する専門的な知見を有する者としています。当社の取締役会は、上記の要件を充足する社外取締役が過半数を占めており、業務執行に直接携わらない立場からの監督、客観性のある助言及び多様な経営指標等に基づいた監視が確保されやすい体制となっています。

本書提出日現在、当社の取締役会は、業務執行取締役2名（三田聖二及び福田尚久）及び社外取締役6名（井戸一朗、師田卓、寺本振透、山田喜彦、森葉子及び田中仁）で構成されており、代表取締役会長三田聖二が議長を務めています。

###### (b) 業務執行体制

取締役会は、法令または定款で株主総会の権限とされている事項以外について会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督するとともに、代表取締役を選定及び解職する権限を有しています。当社では、上記(a)に記載のとおり、取締役会の過半数を社外取締役が占めているため、取締役会の役割は、取締役の職務の執行を監督する機関としての比重が大きく、取締役会による業務執行の意思決定は、原則として、法令、定款及び社内規程に基づく取締役会決議事項について行われています。

当社の取締役（社外取締役を除く）は、いずれも代表権を有する業務執行取締役であるため、取締役会決議事項以外の事項については、業務執行取締役が意思決定を行います。

当社の業務執行は、取締役会及び業務執行取締役の意思決定に基づき、業務執行取締役及びその業務を補佐する執行役員が推進しています。業務執行体制においては、業務執行取締役が重要な意思決定を行うための代表取締役会（以下「RDM」という）、業務執行取締役及び執行役員が、主要な子会社の現地役員及び当社常勤監査役の陪席のもとで相互監督及び情報共有を行うための常勤役員会（以下「MB」という）、並びに、業務執行取締役及び執行役員が業務執行の推進状況等を話し合うためのエグゼクティブオフィス会議（以下「EOM」という）という3つの会議体を設置しています。

本書提出日現在、RDMは、業務執行取締役2名（三田聖二及び福田尚久）で構成されており、合議制のため、議長は置いておりません。MB及びEOMは、業務執行取締役2名（三田聖二及び福田尚久）及び執行役員6名（横山裕昭、後藤堅一、森島裕、グレッグ・ダイクマン、小平充及び加藤明美）で構成されており、代表取締役社長福田尚久が議長を務めています。

###### (c) 全員が社外監査役である監査役会

当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行を監査する会社法上の機関である監査役が経営の適法性及び適切性を監視しています。監査役は、常勤監査役1名を含む3名全員が業務執行者からの独立性を確保された社外監査役であるほか、企業経営または行政における豊富な経験を有し、業務執行に対する実効的な監視機能を果たすことのできる体制となっています。また、監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する専門的な知見を有する者としています。

本書提出日現在、当社の監査役会は、社外監査役3名（勝野成治、松尾清及び井上伸一）で構成されており、常勤監査役勝野成治が議長を務めています。

(d) 社外取締役及び社外監査役の独立性

当社では、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、会社法の要件を充足するほか、米国における独立性基準に準じ、原則として当社との間で大株主または主要な取引先等としての利害関係を持っていないことを要件としています。また、社外取締役及び社外監査役の役割が、一般株主の代表として企業価値の向上を追求するほか、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することである以上、様々な分野に関する豊富な知識、経験を持ち、国内外の社会・経済動向等に関する高い見識を有する方々に参加していただいています。

さらに、当社は、有効なコーポレート・ガバナンスは、社会人として既に相当のキャリアを築き上げた方に、自身の経験を社会に還元し、よりよい未来を作り上げることへの使命感や達成感を目的として、報酬は二の次で社外役員として参加していただくことによって確保することができるものと考えています。この理由は、すでに相当のキャリアを築き上げた方であれば、豊富な知識、経験や高い見識を有していることが期待でき、また、将来のキャリアパスへの影響を考慮して業務執行者の意向に左右される可能性が少ないためです。さらに、会社から生計維持のために必要な報酬を受けている場合に報酬決定権を有する業務執行者の意向に反することは困難を伴いますが、会社に経済的に依存しない立場であれば、業務執行者からのコントロールを受けることなく、真に株主の立場からの監督及び経営監視が可能となるからです。

(e) 監査機能の連携

監査役の行う業務監査に加えて、会計監査については独立した会計監査人がこれにあたるほか、内部監査については、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室が定期的に業務監査を行っています。法令の遵守についても、顧問弁護士から適宜アドバイスを受け、コンプライアンスの徹底及び強化に努めています。

本書提出日現在、当社の内部監査室は、内部監査室長1名（薩田敦子）により構成されています。

(iii) 業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」の一環として、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備について定めています。

(a) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 職務権限規程の策定による決裁権限の明確化
2. MBの設置
3. RDMの設置
4. EOMの設置
5. 取締役会による連結会計年度ごとの当社グループの予算及び事業計画の策定
6. RDMによる当社グループの月次・四半期業績管理の実施
7. MBにおける当社グループの月次・四半期業績の情報共有
8. 取締役会による当社グループの四半期業績のレビュー

(b) 当社及び当社子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（抜粋）

当社の内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長に報告する。

(c) 当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

1. 当社の子会社の取締役には、原則として当社の業務執行取締役または執行役員が1名以上含まれる体制をとる。
2. 当社の子会社の業務執行責任者は、MBにおいて、当該子会社の業績、財務状況その他の重要事項を報告しなければならない。
3. 当社の関係会社主管責任者は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて当社の子会社の役員または従業員に対し資料の提出もしくは報告を求める。

(iv) リスク管理体制の整備の状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」の一環として、以下のとおり、リスク管理体制の整備について定めています。

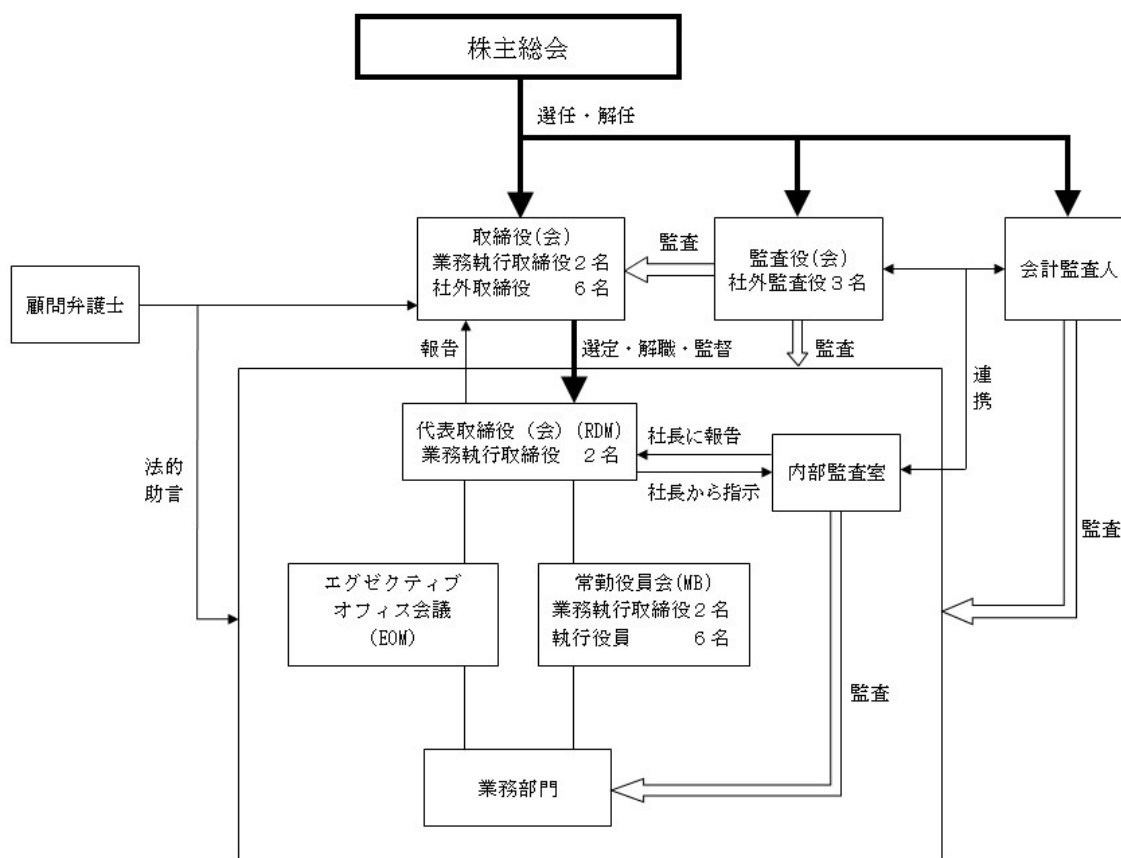
- (a) 当社グループのリスク管理についてリスク管理規程を策定し、その改廃は、MBの決議により、取締役会に報告するものとする。取締役会が改廃について変更を指示したときは、MBはこれに従う。
- (b) 当社グループのリスク管理に関する重要事項の審議及び方針の決定は、EOMで行う。
- (c) 内部監査室は、EOMと連携し、各担当ファンクションの日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

(v) 非業務執行取締役及び監査役と締結した責任限定契約の内容の概要

当社は、当事業年度末現在、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下、「非業務執行取締役」という）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役及び

監査役のいずれも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。なお、責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

当社の執行及び監査に係る経営管理組織の概要は以下のとおりです。



## ② 当社定款による定め

### (i) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

### (ii) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

### (iii) 取締役会で決議することができることとしている株主総会決議事項

#### (a) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。

#### (b) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めています。

### (iv) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会を円滑に運営するため、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めています。



## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注8)
取締役会長 (代表取締役)	三田 聖二	昭和24年6月10日生	昭和48年5月 カナダ国鉄入社 昭和53年6月 デトロイト大学 電気工学科 博士課程修了 昭和54年3月 コンレイル鉄道入社 昭和57年12月 ロングアイランド鉄道入社 副社長就任 昭和59年4月 ハーバード大学経営大学院 上級マネージメントプログラム (A. M. P) 修了 昭和59年11月 シティバンク エヌ・エイ入社 副社長就任 昭和62年7月 メリルリンチ証券入社 プロダクトオペ レーション副社長就任 平成元年11月 モトローラ(株) 常務取締役 移動電話事業部長 兼 モトローラ・インク 副社長就任 平成6年7月 アップルコンピュータ(現 Apple Japan合 同会社) 代表取締役社長就任 兼 アップルコンピュータ(現 アップ ル) 本社(米国) 副社長就任 平成7年10月 エル・ティ・エス(株)設立 代表取締役社長就任 平成8年5月 当社設立 代表取締役社長就任 平成10年7月 日本アイルランド経済協会(現 在日アイ ルランド商工会議所) 副会長就任 平成10年10月 ザイリンクス社(米国) 社外取締役就任 平成12年2月 LTSanda B. V. B. A設立 マネージングディレ クター就任(現任) 平成20年1月 アイルランド政府 次世代ネットワークに関 する国際諮問会議委員就任 在日アイルランド商工会議所(旧 日本ア イルランド経済協会) 会頭就任 平成27年6月 当社 代表取締役会長就任(現任)	(注3)	13,122,800 (注9)
取締役社長 (代表取締役)	福田 尚久	昭和37年7月21日生	昭和57年11月 前橋ランゲージアカデミー入社 昭和60年7月 (株)群馬データベースシステム設立 代表取締役社長就任 昭和61年3月 東京大学 文学部卒業 平成4年6月 ダートマス大学経営大学院 (MBA) 修了 平成4年7月 アンダーセンコンサルティング (現 アクセンチュア) 入社 平成5年9月 アップルコンピュータ(現 Apple Japan合 同会社) 入社 平成9年11月 同社 事業推進本部長 平成11年12月 同社 マーケティング本部長 平成13年6月 アップルコンピュータ(現 アップル) 本 社(米国) 副社長就任 平成14年4月 当社 上席執行役員就任 平成16年6月 当社 取締役就任 平成16年7月 当社 CFO就任 平成18年6月 当社 常務取締役就任 平成22年3月 当社 代表取締役専務就任 平成24年6月 当社 代表取締役副社長就任 平成27年6月 当社 代表取締役社長就任(現任) 平成30年11月 my FinTech(株) 代表取締役社長就任 (現任) 令和3年4月 前橋工科大学 理事長(非常勤) 就任(現任)	(注4)	4,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注8)
取締役	井戸 一朗	昭和7年7月1日生	昭和32年3月 早稲田大学 理工学部卒業 昭和32年4月 山武ハネウエル計器(株) (現 アズビル(株)) 入社 昭和55年12月 同社 取締役就任 昭和59年12月 同社 常務取締役就任 昭和61年12月 同社 取締役副社長就任 昭和62年12月 同社 代表取締役社長就任 平成10年6月 同社 代表取締役会長就任 平成14年7月 同社 相談役就任 平成15年6月 当社 社外監査役就任 平成18年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	(注4)	12,000
取締役	師田 卓	昭和11年8月16日生	昭和36年3月 東京大学 法学部卒業 昭和36年3月 帝人(株)入社 平成2年6月 同社 取締役就任 平成6年6月 同社 常務取締役就任 平成8年6月 同社 専務取締役就任 平成10年6月 同社 代表取締役専務就任 平成13年6月 (株)神戸製鋼所 社外監査役就任 平成18年6月 当社 社外監査役就任 平成25年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	(注3)	12,500
取締役	寺本 振透	昭和38年1月31日生	昭和60年3月 東京大学 法学部卒業 昭和62年4月 第一東京弁護士会登録 昭和62年4月 西村真田法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所) アソシエイト 平成2年10月 TMI 総合法律事務所 アソシエイト 平成5年8月 アリゾナ州立大学ロースクール 客員研究員 平成6年8月 道家寺本法律事務所 パートナー 平成8年1月 寺本法律事務所 (後 寺本合同法律事務所に改称) パートナー 平成12年7月 西村総合法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所) に業務統合 平成18年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 特任教授 平成19年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 (法科大学院専任教員) 平成22年4月 九州大学大学院法学研究院 教授 (現任) 平成27年6月 当社 社外取締役就任 (現任) 平成28年4月 (株)ウェブアイ 社外取締役就任 (現任)	(注3)	—
取締役	山田 喜彦	昭和26年5月11日生	昭和49年3月 慶應義塾大学 経済学部卒業 昭和49年4月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 入社 平成15年4月 同社 PAVC社 副社長 システム事業グループ長 平成16年6月 同社 役員就任 北米本部長 アメリカ松下電器(株) 会長就任 平成19年4月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 常務役員就任 平成22年4月 同社 インダストリー営業担当 平成22年6月 同社 常務取締役就任 平成23年6月 同社 代表取締役専務就任 平成24年1月 同社 デバイス担当 平成25年4月 同社 オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社 社長 平成26年4月 同社 代表取締役副社長就任 海外戦略地域担当 平成28年6月 同社 常勤顧問就任 平成28年6月 当社 社外取締役就任 (現任) 平成29年11月 Tesla, Inc. (テスラ) ギガファクトリー バイスプレジデント 令和元年11月 Gogoro Inc. (台湾) 社外取締役就任 (現任)	(注4)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注8)
取締役	森 葉子	昭和27年9月18日生	昭和50年3月 神戸女学院大学 文学部英文学科卒業 昭和50年4月 神戸常盤短期大学 講師 (英語・英語学) 昭和54年3月 神戸女学院大学大学院英米文学研究科修士 課程修了 文学修士 昭和56年4月 神戸女学院大学 講師 (英語・英語学) 昭和63年11月 東京弁護士会登録 昭和63年11月 本林・青木・千葉法律事務所 (後に四谷あけぼの法律事務所に統合) 入所 平成20年4月 東京弁護士会 高齢者・障害者の権利に関 する特別委員会 委員長就任 平成22年4月 東京家庭裁判所 調停委員就任 平成22年4月 東京都介護保険審査会 委員就任 平成23年10月 (福)目黒区社会福祉事業団 理事就任 (現任) 平成28年8月 四谷あけぼの法律事務所開設 (現在に至 る) 令和3年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	(注3)	—
取締役	田中 仁	昭和38年1月25日生	昭和56年4月 前橋信用金庫 (現 しのめ信用金庫) 入庫 昭和61年4月 ㈱スタジオクリップ入社 昭和62年4月 個人にて服飾雑貨製造卸業のジンプログラ ツを創業 昭和63年7月 (有)ジェイアイエヌ (現 ㈱ジズホールデ イングス) 設立 代表取締役CEO就任 (現 任) 平成23年6月 ㈱ブランドニューデイ (現 ㈱フィールグ ッド) 代表取締役CEO就任 平成24年9月 吉姿商貿 (瀋陽) 有限公司董事長就任 (現 任) 平成25年2月 晴姿商貿 (上海) 有限公司 (現 晴姿 (上海) 企業管理有限公司) 董事長就任 (現任) 平成25年2月 晴姿美視商貿 (北京) 有限公司 董事長就任 (現任) 平成25年12月 JINS US Holdings, Inc. CEO就任 (現任) 平成27年6月 台湾晴姿股份有限公司 董事就任 平成27年6月 オイシックス㈱ (現 オイシックス・ラ 大地㈱) 社外取締役就任 (現任) 平成27年12月 JINS CAYMAN Limited Director就任 (現任) 平成28年2月 JINS ASIA HOLDINGS Limited Director就任 (現任) 平成30年5月 ㈱ジズジャパン (現 ㈱ジズ) 代表取締役CEO就任 (現任) 平成30年12月 ㈱Think Lab 代表取締役CEO就任 (現任) 平成30年12月 台湾晴姿股份有限公司 董事長就任 (現任) 平成31年3月 パルミューダ㈱ 社外取締役就任 (現任) 令和3年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	(注3)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注8)
監査役 (常勤)	勝野 成治	昭和29年6月14日生	<p>昭和53年3月 東京大学 法学部卒業</p> <p>昭和53年4月 郵政省(現 総務省) 入省</p> <p>平成8年1月 同省 通信政策局政策課 情報通信利用振興室長</p> <p>平成9年7月 同省 通信政策局地域通信振興課長</p> <p>平成10年6月 同省 郵政研究所通信経済研究部長</p> <p>平成11年7月 簡易保険福祉事業団 総務部長</p> <p>平成13年1月 総務省 郵政事業庁郵務部管理課長</p> <p>平成13年7月 同省 総務部人事課長</p> <p>平成15年4月 日本郵政公社 人事部門人事部長</p> <p>平成16年1月 同公社 郵便事業総本部営業企画部長</p> <p>平成16年7月 同公社 郵便事業総本部営業本部 商品企画部長</p> <p>平成17年4月 同公社 郵便事業総本部営業本部 第1メール事業部長</p> <p>平成17年10月 同公社 郵便局ネットワーク部門企画役</p> <p>平成18年4月 同公社 執行役員就任</p> <p>平成19年10月 郵便局(株)(現 日本郵便(株)) 執行役員就任</p> <p>平成21年6月 同社 常務執行役員就任</p> <p>平成21年11月 郵便事業(株)(現 日本郵便(株)) 常務執行 役員・東京支社長就任</p> <p>平成23年4月 同社 常務執行役員就任</p> <p>平成24年10月 日本郵便(株) 常務執行役員就任</p> <p>平成25年4月 日本郵政(株) 常務執行役就任</p> <p>平成26年6月 同社 専務執行役就任</p> <p>平成28年6月 日本郵便輸送(株) 代表取締役副社長就任</p> <p>平成29年6月 同社 代表取締役社長就任</p> <p>令和2年6月 J P ビズメール(株) 代表取締役社長就任 (令和3年6月退任予定)</p> <p>令和3年6月 当社 社外監査役(常勤) 就任(現任)</p>	(注5)	—
監査役	松尾 清	昭和26年6月27日生	<p>昭和49年3月 関西学院大学 商学部卒業</p> <p>昭和52年9月 プライス・ウォーターハウス(現 プライ スウォーターハウスクーパース) 入所</p> <p>昭和57年3月 公認会計士登録</p> <p>昭和61年3月 プライス・ウォーターハウス(現 プライ スウォーターハウスクーパース) ニュー ヨーク事務所転籍</p> <p>平成4年7月 同所 米国パートナー就任 同所 日本企業部代表就任</p> <p>平成8年9月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人 トーマツ) ニューヨーク事務所入所</p> <p>平成12年5月 同監査法人 東京事務所勤務</p> <p>平成19年6月 同監査法人 東京事務所トータルサービ ス3部 部門長</p> <p>平成22年10月 同監査法人 東京事務所グローバルサー ビスグループ 部門長</p> <p>平成25年4月 松尾清公認会計士事務所設立 代表就任 (現任)</p> <p>平成25年6月 サンスター(株) 社外監査役就任 サンスター技研(株) 社外監査役就任</p> <p>平成27年6月 当社 社外監査役就任(現任)</p> <p>平成29年3月 S B I インシュアランスグループ(株) 社外 監査役就任(現任)</p> <p>平成30年2月 H. I. S. Mobile(株) 社外監査役就任(現任)</p>	(注6)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注8)
監査役	井上 伸一	昭和23年9月25日生	昭和45年11月 全日本空輸(株) (現 ANAホールディングス(株)) 入社 平成7年6月 同社 運航本部運航サポート室運航企画部長 平成13年4月 同社 運航本部業務推進室人材開発部長 平成14年7月 同社 運航本部乗員室長 平成15年7月 同社 運航本部副本部長 平成17年4月 同社 執行役員 運航本部副本部長兼運航訓練室長 平成18年4月 同社 執行役員 運航本部副本部長 平成19年4月 同社 上席執行役員 運航本部副本部長 平成20年4月 同社 上席執行役員 運航本部長 平成20年6月 同社 取締役執行役員 運航本部長 平成21年4月 同社 常務取締役執行役員 運航本部長 平成22年6月 同社 常勤監査役 平成26年6月 (公社)日本航空機操縦士協会 副会長 平成28年6月 (一社)原子力安全推進協会 理事 平成30年6月 (公社)日本航空機操縦士協会 会長 (現任) 平成30年6月 当社 社外監査役 (現任) 平成31年4月 東京理科大学 監事就任	(注7)	—
計					13, 151, 300

- (注) 1. 上記取締役のうち、井戸一朗、師田卓、寺本振透、山田喜彦、森葉子及び田中仁は、社外取締役です。
2. 上記監査役的全員が、社外監査役です。
3. 令和3年6月25日開催の第25回定時株主総会終結の時から2年間
4. 令和2年6月24日開催の第24回定時株主総会終結の時から2年間
5. 令和3年6月25日開催の第25回定時株主総会終結の時から4年間
6. 令和元年6月26日開催の第23回定時株主総会終結の時から4年間
7. 平成30年6月27日開催の第22回定時株主総会終結の時から4年間
8. 各役員的所有株式数は、令和3年3月31日現在のものです。
9. 当社の大株主であるMLPFS CUSTODY ACCOUNTが所有する当社株式13, 122, 800株の実質的な所有者としての所有株式数です。
10. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しています。補欠監査役の氏名及び略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
師田 卓	昭和11年8月16日生	昭和36年3月 東京大学 法学部卒業 昭和36年3月 帝人(株)入社 平成2年6月 同社 取締役就任 平成6年6月 同社 常務取締役就任 平成8年6月 同社 専務取締役就任 平成10年6月 同社 代表取締役専務就任 平成13年6月 (株)神戸製鋼所 社外監査役就任 平成18年6月 当社 社外監査役就任 平成25年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	12, 500

- (注) 1. 補欠監査役師田卓氏は、当社の現任社外取締役です。法令に定める監査役の員数を欠く事態となった場合、社外取締役を退任し、監査役に就任します。
2. 補欠監査役師田卓氏の監査役としての任期は、就任した時から退任した監査役の任期満了の時までです。ただし、令和元年6月26日開催の第23回定時株主総会から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとしています。

11. 当社は執行役員制度を導入しており、本書提出日現在、上記役員のほか以下の6名（男性5名 女性1名）が在任しています。なお、各執行役員の所有株式数は、令和3年3月31日現在のものです。

役職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
上席執行役員	横山 裕昭	昭和33年7月21日生	昭和56年3月 静岡大学 工学部情報工学科卒業 昭和56年4月 日本電気(株)入社 平成3年6月 マサチューセッツ工科大学 (MIT) 大学院 経営学修士課程修了 平成5年3月 アップルコンピュータ (現 Apple Japan合同会社) 入社 平成8年6月 同社 コンシューマ市場本部長 平成9年6月 インターション(株) (現 GEデジタル・ジャパン(株)) 入社 企画部長 平成10年1月 同社 代表取締役副社長就任 平成10年6月 同社 代表取締役社長就任 平成12年7月 (株)モバイルコンピューティングテクノロジーズ (現 ソーバル(株)) 設立 取締役就任 平成13年1月 同社 専務取締役就任 平成13年9月 同社 代表取締役社長就任 平成14年1月 同社 代表取締役会長就任 平成19年7月 同社 代表取締役社長就任 平成22年3月 当社 技術開発統括バイスプレジデント 平成22年6月 当社 執行役員就任 平成22年10月 アレクセオ・ジャパン(株) (現 コントゥアー・ネットワークス・ジャパン(株)) 代表取締役社長就任 平成23年4月 当社 上席執行役員就任 (現任) 平成26年5月 クルーシステム(株) 取締役就任 平成28年3月 当社 CFO就任 令和2年1月 セキュアID(株) 代表取締役社長就任 (現任) 令和2年6月 クルーシステム(株) 代表取締役社長就任 (現任)	18,000
執行役員	後藤 堅一	昭和33年4月2日生	昭和58年3月 日本大学 理工学部電子工学科卒業 昭和58年4月 日本圧電気(株) (現 アツデン(株)) 入社 昭和61年4月 日本モトローラ(株) 入社 平成8年4月 同社 移動電話事業部第一技術部長 平成10年8月 同社 パーソナルコミュニケーション事業部技術部長 平成12年10月 当社 マーケティング本部本部長付部長 平成13年4月 当社 ソリューション開発本部副本部長 平成14年4月 当社 マーケティング本部副本部長 平成17年5月 当社 エンジニアリング統括部長 平成21年7月 当社 プロダクトマーケティング アシスタントバイスプレジデント 平成26年11月 当社 プロダクトマーケティング&開発部門バイスプレジデント 平成28年3月 当社 執行役員就任 (現任) 平成29年11月 クルーシステム(株) 取締役就任 (現任) 平成30年11月 my FinTech(株) 取締役就任 令和2年6月 コントゥアー・ネットワークス・ジャパン(株) 代表取締役社長就任 (現任)	1,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
執行役員	森島 裕	昭和42年3月6日生	<p>平成元年3月 東海大学 文学部卒業</p> <p>平成元年4月 エプソン販売㈱入社</p> <p>平成7年5月 アップルコンピュータ (現 Apple Japan合同会社) 入社</p> <p>平成10年10月 同社 ディストリビューション営業 マネージャ</p> <p>平成12年1月 同社 アカウントマネジメント/セールスプログラム開発 マネージャ</p> <p>平成14年1月 同社 ダイレクトセールスチーム マネージャ</p> <p>平成14年7月 同社 ビジネス営業部アカウントセールスマネージャ</p> <p>平成16年1月 ボーダフォン㈱ (現 ソフトバンク㈱) 入社</p> <p>平成17年10月 同社 ホールセールビジネスユニット ホールセール営業部 シニアマネージャ</p> <p>平成18年5月 同社 マーケティング戦略本部料金企画部 シニアマネージャ</p> <p>平成18年11月 同社 法人事業統括部サービス企画部 シニアマネージャ</p> <p>平成19年2月 同社 法人事業統括部事業推進部 ジェネラルマネージャ</p> <p>平成20年1月 当社 ビジネス開発統括部長</p> <p>平成23年4月 当社 カスタマー・コミュニケーションズ・グループ バイスプレジデント</p> <p>平成24年11月 丸紅無線通信㈱ (現 丸紅ネットワークソリューションズ㈱) に出向 代表取締役副社長就任 営業・マーケティング部長</p> <p>平成25年8月 当社 ヒューマンリソース バイスプレジデント</p> <p>平成27年8月 当社 MSPビジネス開発 バイスプレジデント</p> <p>平成28年9月 当社 MVNEビジネス開発 バイスプレジデント</p> <p>平成29年8月 当社 執行役員就任 (現任)</p>	13,000
執行役員	グレッグ・ダイクマン (Greg Deickman)	昭和53年12月16日生	<p>平成9年1月 New Mexico Tech システムアドミニストレーター/プログラマー</p> <p>平成12年6月 ニューメキシコ工科大学卒業 コンピュータサイエンス理学士</p> <p>平成12年7月 Navidec Inc. ジュニアユニックスシステムアドミニストレーター</p> <p>平成13年3月 Colorado Access ユニックスシステムアドミニストレーター</p> <p>平成15年1月 同社 システムインテグレーションエンジニア</p> <p>平成17年1月 Computer and Communication Technologies Inc. (現 JCI US Inc.) 入社 シニアネットワークエンジニア</p> <p>平成18年7月 Communications Security and Compliance Technologies Inc. (現 JCI US Inc.) ネットワークエンジニアリング/IT マネージャ</p> <p>平成19年6月 同社 グローバルネットワークアーキテクト</p> <p>平成23年4月 Computer and Communication Technologies Inc. (現 JCI US Inc.) グローバルIT/IS バイスプレジデント</p> <p>当社 アシスタントバイスプレジデント</p> <p>平成25年4月 Computer and Communication Technologies Inc. (現 JCI US Inc.) シニアバイスプレジデント</p> <p>平成27年5月 同社 プレジデント兼COO就任</p> <p>平成29年11月 当社 執行役員就任 (現任)</p> <p>令和2年1月 セキュアID㈱ 取締役就任 (現任)</p> <p>令和2年6月 JCI US Inc. プレジデント兼COO (現任)</p>	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
執行役員 CFO	小平 充	昭和37年8月12日生	<p>昭和61年3月 高崎経済大学 経済学部経営学科卒業</p> <p>昭和61年4月 新日本証券(株) (現 みずほ証券(株)) 入社</p> <p>昭和62年11月 ボシュロム・ジャパン(株) 管理部経理課主任</p> <p>平成4年9月 アンガマン・バス(株) マネージャ (ファイナンシャルコントローラー代理)</p> <p>平成8年5月 アセンドコミュニケーションズジャパン(株) ファイナンスディレクター</p> <p>平成12年9月 日本ルーセント・テクノロジー(株) (現 ノキアソリューションズ&amp;ネットワークス合同会社) インターネットワークングシステムズ セールスディレクター</p> <p>平成16年1月 ファイブフロント(株) 共同創業者CFO</p> <p>平成17年1月 ユーティースターコムジャパン(株) ファイナンシャルコントローラー</p> <p>平成17年1月 テレコム販売(株) ファイナンシャルコントローラー</p> <p>平成21年10月 ユーティースターコム・インク ファイナンシャルコントローラー (アジア太平洋地域)</p> <p>平成24年5月 インモビジャパン(株) ファイナンスディレクター (日本・韓国)</p> <p>平成27年9月 当社 ファイナンシャルコントローラー</p> <p>平成29年11月 当社 CFO代理</p> <p>平成30年5月 当社 執行役員CFO就任 (現任)</p> <p>平成30年6月 H. I. S. Mobile(株) 取締役就任 (現任)</p> <p>令和2年1月 セキュアID(株) 取締役就任 (現任)</p> <p>平成30年11月 my FinTech(株) 取締役就任 (現任)</p> <p>令和2年6月 クルーシステム(株) 取締役就任 (現任)</p>	—
執行役員 法務本部長	加藤 明美	昭和41年7月25日生	<p>平成元年3月 東京都立大学 法学部法律学科 卒業</p> <p>平成元年4月 西村眞田法律事務所 (現 西村あさひ法律事務所) 法務課 (パラリーガル)</p> <p>平成7年12月 山田司法書士土地家屋調査士事務所 (現 司法書士法人山田合同事務所) 司法書士</p> <p>平成8年11月 当社入社</p> <p>平成16年10月 当社 財務経理部 シニアマネージャ</p> <p>平成17年4月 当社 法務/IR部 ジェネラルマネージャ</p> <p>平成20年4月 当社 法務 アシスタントバイスプレジデント</p> <p>平成26年5月 クルーシステム(株) 取締役就任</p> <p>平成28年4月 同社 監査役就任 (現任)</p> <p>平成30年11月 my FinTech(株) 監査役就任 (現任)</p> <p>平成31年2月 当社 執行役員・法務本部長就任 (現任)</p>	151,000
計				183,000



② 社外役員の状況

- (i) 社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係

<社外取締役>

(員数)

当社の取締役は8名であり、うち6名が社外取締役です。

(人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係)

人的関係 : 該当する事項はありません。

資本的关系 : 社外取締役井戸一朗及び師田卓は当社の株主です(所有株式数は「① 役員一覧」に記載のとおりです)。

取引関係 : 当社は、社外取締役寺本振透が過去にパートナーとして在籍していた西村あさひ法律事務所から法律顧問等の法務サービスの提供を受けています。

その他の利害関係 : 当社は、社外取締役寺本振透が所属する国立大学法人九州大学に対し、電気通信と知的財産法または情報法との関係等の教育研究を支援する目的で寄付をしています。しかしながら、当該寄付の金額は、同氏に対する取締役報酬と合算しても当社所定の社外取締役報酬基準の範囲内であり、同氏の当社からの独立性に影響を与えるおそれはないものと判断しています。

<社外監査役>

(員数)

当社の監査役は3名であり、全員が社外監査役です。

(人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係)

人的関係 : 社外監査役松尾清が社外監査役を兼務しているH. I. S. Mobile(株)は、当社の持分法適用関連会社です。当社は、当社の執行役員1名及び従業員1名を、同社の取締役として派遣しています。

資本的关系 : 社外監査役松尾清が社外監査役を兼務しているH. I. S. Mobile(株)は、当社の持分法適用関連会社です。なお、同社に対する当社の持株比率は40%です。

取引関係 : 当社は、社外監査役松尾清が社外監査役を兼務しているH. I. S. Mobile(株)からMVNE業務を受託しています。

その他の利害関係 : 社外監査役が現在在任し、または過去に在籍した会社等との関係を含め、社外監査役と当社間にその他の利害関係はありません。

- (ii) 当該社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割並びに当該社外取締役または社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針の内容

当社は、取締役会が重要事項について適切な意思決定を行い、代表権を有する業務執行取締役に対する経営監督機能を有効に果たしていくためには、業務執行者からの独立性を確保された、株主の代表としての社外取締役及び社外監査役が必要であると考えています。

また、いかに独立した社外取締役または社外監査役であっても、取締役会または監査役会の中で少数派である場合に実効性のある監督・監視機能の発揮を期待することは実質的には困難であることから、取締役会または監査役会の過半数を社外取締役または社外監査役で構成することが必要であると考えています。

さらに、社外取締役及び社外監査役の役割が、一般株主の代表として企業価値の向上を追求するほか、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することである以上、様々な分野に関する豊富な知識、経験を持ち、国内外の社会・経済動向等に関する高い見識を有する方々に参加していただいています。

なお、当該社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針の内容は、「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 ① コーポレート・ガバナンス体制 (ii) コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由 (d) 社外取締役及び社外監査役の独立性」に記載しています。

(iii) 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方

当社では、取締役8名のうち6名が社外取締役、監査役3名全員が社外監査役となっています。

当社の社外取締役及び社外監査役は、いずれも、経営者等として豊富な経験を有し、業務執行者からの独立性を確保されており、当社の業務執行に対する厳格な監督機能及び監視機能を果たしています。また、当社の取締役会及び監査役会は、上記の要件を充足する社外取締役及び社外監査役が過半数を占めており、業務執行に直接携わらない立場からの監督、客観性のある助言及び多様な経営指標等に基づいた監視が確保されやすい体制となっています。

③ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は業務監査を実施しているほか、常勤監査役（社外監査役）は、内部監査室と定期的に情報交換を行っています。内部監査の日程は常勤監査役に共有され、常勤監査役は、必要と認めた場合は、適宜、内部監査に出席しています。内部監査室は、内部監査終了後、内部監査報告書を代表取締役社長に提出しますが、内部監査報告書の写しは常勤監査役に提供され、常勤監査役が内部監査の問題点を把握することができる体制となっています。また、内部監査室長は、定期的に監査役会に出席し、内部監査の実施状況及び結果を社外監査役に報告しています。

会計監査人は会計監査を実施しており、定期的に監査役会に出席し、監査報告及び説明を行うとともに、社外監査役との間で情報共有及び意見交換を図っています。

内部統制部門は財務報告に係る内部統制の評価を実施しており、同部門の責任者（内部監査室長が兼務）は、監査役会において、財務報告に係る内部統制の評価の進捗状況及び評価結果の報告（以下、「内部統制報告」という）を行うとともに、代表取締役社長に内部統制報告を行っています。代表取締役社長は、取締役会において、社外取締役及び社外監査役に対して、内部統制報告の内容を報告しています。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

監査役監査については、常勤監査役1名を含む3名全員が社外監査役であり、実質的な独立性が確保されています。各監査役は、いずれも企業経営または行政における豊富な経験を有し、業務執行に対する実効的な監視機能を果たすことのできる体制となっています。また、監査役松尾清は、公認会計士として日本及び米国で長期にわたり会計監査に携わっており、財務及び会計に関する専門的な知見を有しています。

各監査役は、監査役会において監査の方針、職務の分担等を定め、これらに従って監査を実施しています。常勤監査役は、取締役会、監査役会に出席するほか、必要に応じて内部監査に出席しています。また、定期的に書類の閲覧等を実施することで日常業務を監査しています。非常勤監査役は、常勤監査役と情報交換を行うとともに、取締役会及び監査役会への出席等を通じて監査を実施しています。

当社は、当事業年度において監査役会を7回開催しており、各監査役の出席状況は次のとおりです。

役職名	氏名	出席回数（全7回）	出席率
常勤監査役（社外監査役）	渡邊 和司	7回	100%
非常勤監査役（社外監査役）	松尾 清	7回	100%
非常勤監査役（社外監査役）	井上 伸一	7回	100%

また、当事業年度に開催した監査役会における主な検討事項は次のとおりです。

回次	主な検討事項
第1回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 定時取締役会において報告または決議される事項の事前確認</li><li>・ 会計監査人、内部監査室及び内部統制部門との協議（令和2年3月期に係る監査の実施状況の確認等）</li><li>・ 定時株主総会提出議案の事前確認 等</li></ul>
第2回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 監査役監査報告書の提出</li><li>・ 監査役会監査報告書の採択</li><li>・ 会計監査人の再任に関する審議 等</li></ul>
第3回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会計監査人の監査報酬に関する審議</li><li>・ 有価証券報告書及び内部統制報告書の確認</li><li>・ 会計監査人に対する評価結果の決議 等</li></ul>
第4回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 監査役会議長、常勤監査役及び特定監査役の選定</li><li>・ 監査役報酬に関する協議 等</li></ul>
第5回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 監査役会監査計画書の決定</li><li>・ 定時取締役会において報告または決議される事項の事前確認</li><li>・ 会計監査人及び内部監査室との協議（令和3年3月期第1四半期に係る監査の実施状況の確認、監査上の主要な検討事項に関する情報共有等） 等</li></ul>
第6回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 定時取締役会において報告または決議される事項の事前確認</li><li>・ 会計監査人、内部監査室及び内部統制部門との協議（令和3年3月期第2四半期に係る監査の実施状況の確認等） 等</li></ul>
第7回	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 定時取締役会において報告または決議される事項の事前確認</li><li>・ 会計監査人、内部監査室及び内部統制部門との協議（令和3年3月期第3四半期に係る監査の実施状況の確認等） 等</li></ul>

## ② 内部監査の状況及び監査部門の相互連携

内部監査については、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室（内部監査室長1名により構成）が定期的に業務監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しています。

内部監査室は、常勤監査役（社外監査役）と定期的に情報交換を行っています。内部監査の日程は常勤監査役に共有され、常勤監査役は、必要と認めた場合は、適宜、内部監査に出席しています。内部監査室は、内部監査終了後、内部監査報告書を代表取締役社長に提出しますが、内部監査報告書の写しは常勤監査役に提供され、常勤監査役が内部監査の問題点を把握することができる体制となっています。また、内部監査室長は、定期的に監査役会に出席し、内部監査の実施状況及び結果を社外監査役に報告しています。

会計監査人は、定期的に監査役会に出席し、監査報告及び説明を行うとともに、社外監査役との間で情報共有及び意見交換を図っています。

内部統制部門の責任者（内部監査室長が兼務）は、監査役会において財務報告に係る内部統制の評価の進捗状況及び評価結果の報告（以下、「内部統制報告」という）を行うとともに、代表取締役社長に内部統制報告を行っています。代表取締役社長は、取締役会において、社外取締役及び社外監査役に対して、内部統制報告の内容を報告しています。

## ③ 会計監査の状況

### (i) 会計監査人である監査法人の名称

監査法人元和

### (ii) 継続監査期間

5年間

### (iii) 業務を執行した公認会計士の氏名

塩野 治 夫

加藤 由 久

### (iv) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名です。

### (v) 会計監査人の選定方針及び理由

監査役会は、会計監査人の選定方針として、候補者の独立性、品質管理体制、監査の実施体制、監査報酬見積額の妥当性等を考慮することとしています。監査役会は、監査法人元和から提示された資料に基づき、これらの事項を総合的に勘案した結果、監査法人元和を当社の監査法人として選定することが適当であると判断しました。

監査役会は、監査法人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査法人を解任することとしています。また、監査役会は、監査法人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する監査法人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとしています。

監査役会は、監査法人元和を再任するにあたり、同監査法人が引き続き上記選定方針に合致すること、また、解任または不再任に相当する事由が認められないことから、同監査法人を再任することが適当であると判断しました。

### (vi) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査法人の評価に係る基準を策定しており、各監査役及び監査役会は、これに基づき、監査法人に対する評価を行っています。当該評価の結果、各監査役及び監査役会は、監査法人元和の独立性、品質管理体制、監査の実施体制、監査報酬額、監査役との意思疎通等の点において、特段の問題は認められないものと判断しています。

④ 監査報酬の内容等

(i) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	24,600	—	24,600	—
連結子会社	—	—	—	—
計	24,600	—	24,600	—

(ii) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(上記(i)を除く)

該当事項はありません。

(iii) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(iv) 監査報酬の決定方針

会社の規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しています。

(v) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬見積りに関して取締役より必要な資料を入手したうえで、報酬見積り額の算出根拠である監査項目の内容、監査時間等が適切であると認め、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

#### (4) 【役員報酬等】

##### ① 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

###### (i) 取締役の報酬等について

当社は、令和3年2月4日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議しており、その内容は次のとおりです。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が当該決定方針と整合し、当該決定方針に沿って決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

###### <取締役の報酬等の決定方針>

###### (a) 取締役の報酬等についての考え方

当社は1996年の創業時にMVNOという新たな事業モデルを生み出した後、一貫して同事業モデルを実践し、2007年の大手携帯事業者との相互接続や2016年のMVNO規制緩和など、新たなルールを作りながら事業を進めている。このように新たな領域で事業を推進していくには、グローバルな市場で競争することのできる人材が必要である。そのため、当社の取締役会は、取締役の報酬等について、従来の日本企業の枠によるのではなく、グローバルな人材市場における水準とすべきであると考えている。具体的には、取締役の報酬等の水準は、グローバルな市場で競争することのできる人材が、自身および家族に過度の犠牲または負担を強いることなく、当社の業務に専念することができる金額とすべきである。そのうえで、当社の取締役会は、取締役の報酬等が果たす役割について、短期的な利益の追求に向かうインセンティブではなく、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを目指している。また、持続的な成長を達成しているか否かを判断する指標については、当社は現時点において、MVNO事業モデルを進化させて事業基盤の確立を目指している段階にあることから、定量的な指標ではなく、定性的な指標によるものと考えている。

###### (b) 取締役の報酬等の構成等

当社の取締役の報酬等は、金銭報酬（給与）、非金銭報酬（社宅）および非金銭報酬（ストックオプション）によって構成し、各報酬の割合は特段定めない。

このうち、金銭報酬（給与）は、基本報酬として毎月固定額を現金で支払う。

非金銭報酬（社宅）は、取締役の社宅賃料のうち当社負担分にあたり、毎月固定額で発生するが、取締役に対して直接支払うものではない。

非金銭報酬（ストックオプション）は、当社の創業時から採用している制度であり、取締役会の決議により、原則として毎年、役員および従業員全員を対象に発行しているが、当社株式が上場する市場環境および会計制度等の影響を受けるため、毎年確定的に発行するものではなく、発行するか否かは、その時点において取締役会が判断する。

###### (c) 金銭報酬（給与）の決定方針

取締役報酬のうち、金銭報酬（給与）の決定については、株主総会で承認された報酬総額の上限（年額4億8,000万円（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない））の範囲内で、取締役会決議により代表取締役会長三田聖二に一任している。なお、当該報酬総額の上限は、2007年6月26日開催の第11回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち4名は社外取締役）である。

代表取締役会長三田聖二は、代表権を有する業務執行取締役として当社の業績に対する責任を負っており、重要な業務執行として、取締役が担う役割および責務を踏まえ、インセンティブとして適切な金銭報酬の額を決定する方針である。

###### (d) 非金銭報酬（社宅）の決定方針

取締役報酬のうち、非金銭報酬（社宅）の決定については、株主総会で承認された報酬総額の上限（月額500万円）の範囲内で、取締役会で策定した社内規程に基づいている。なお、当該報酬総額の上限は、2005年6月29日開催の第9回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち5名は社外取締役）である。

取締役会は、会社の成長に必要な人材を確保し当該人材の能力を十分に発揮するための住環境を付与することを目的として、原則として通勤の便宜および生活環境を考慮して非金銭報酬（社宅）を決定する方針である。

(e) 非金銭報酬（ストックオプション）の決定方針

取締役報酬のうち、非金銭報酬（ストックオプション）の決定については、取締役会において、当社株式の希釈率を考慮して新株予約権の発行総数を決定したうえで、取締役が担う役割および責務を踏まえ、インセンティブとして適切な数を付与することを決定する方針である。

(ii) 監査役の報酬等について

当社の監査役の報酬等には、金銭報酬（給与）および非金銭報酬（ストックオプション）があります。

監査役報酬のうち、金銭報酬（給与）については、株主総会で承認された報酬総額の上限（年額7,200万円）の範囲内で、監査役の協議により決定しています。なお、当該報酬総額の上限は、2007年6月26日開催の第11回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（全員が社外監査役）です。

監査役報酬のうち、非金銭報酬（ストックオプション）は、上記(i)(b)に記載のとおり、毎年確定的に発行するものではなく、発行するか否かは、その時点において取締役会が判断します。

(iii) 役員報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(a) 取締役の金銭報酬（給与）は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額4億8,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）と承認されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち4名は社外取締役）です。

(b) 取締役の非金銭報酬等（社宅）は、平成17年6月29日開催の第9回定時株主総会において月額500万円以内と承認されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち5名は社外取締役）です。

(c) 取締役の非金銭報酬等（ストックオプション）は、平成23年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額8,000万円以内と承認されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち4名は社外取締役）です。

(d) 監査役 of 金銭報酬（給与）は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額7,200万円以内と承認されています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（全員が社外監査役）です。

(e) 監査役の非金銭報酬等（ストックオプション）は、平成23年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額100万円以内と承認されています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（全員が社外監査役）です。

(iv) 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者に関する事項

(a) 取締役の金銭報酬（給与）については、取締役会が代表取締役会長三田聖二に各取締役の金銭報酬（給与）の額の決定を委任し、代表取締役会長三田聖二が各取締役の金銭報酬（給与）の額を決定しています。取締役会が委任した理由は、取締役が担う役割及び責務を踏まえ、インセンティブとして適切な金銭報酬の額を決定することは重要な業務執行であり、代表権を有する業務執行取締役として当社の業績に対する責任を負っている代表取締役会長が決定すべき事項であると判断したためです。なお、当社の取締役会は社外取締役が過半数を占めており、社外取締役は、一般株主の代表として企業価値の向上を追求し、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督する立場から、取締役の業務執行を監督しています。

(b) 取締役の非金銭報酬等（社宅）については、株主総会で承認された報酬総額の上限の範囲内で、取締役会で策定した社内規程に基づき、代表取締役会長三田聖二が決定しています。

(c) 取締役の非金銭報酬等（ストックオプション）については、上記(i)(e)に記載のとおり、取締役会が決定しています。

(d) 監査役の非金銭報酬等（給与）については、上記(ii)に記載のとおり、株主総会で承認された報酬総額の上限の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

(e) 監査役の非金銭報酬等（ストックオプション）については、事前に監査役が協議した上で、上記(i)(e)に記載のとおり、取締役会が決定しています。

(v) 当事業年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が上記(i)に記載する取締役の報酬等の決定方針と整合し、当該決定方針に沿って決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しました。

また、取締役会は、令和2年4月10日に発行した第20回新株予約権（ストックオプション）の発行決議において、取締役及び監査役の非金銭報酬（ストックオプション）の内容を審議・承認しました。

② 役員報酬

(i) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬 (給与)	業績連動 報酬	非金銭報酬等 (社宅)	非金銭報酬等 (ストックオプション)	退職 慰労金	
取締役(社外取締役を除く)(注1)	283,768	250,952	—	21,205	11,610	—	3
社外取締役	24,516	24,480	—	—	36	—	5
監査役(注2)	19,635	19,608	—	—	27	—	3

(注) 1. 取締役(社外取締役を除く)の役員区分において、報酬等の総額には、当事業年度中に退任した取締役(社外取締役を除く)1名の在任中の報酬等の額が含まれ、対象となる役員の員数には同人が含まれています。

2. 全員が社外監査役です。

(ii) 役員ごとの報酬等の総額及び報酬等の種類別の額(注)

氏名	報酬等の総額 (千円)	役員区分	役職名	会社区分	報酬等の種類別の額 (千円)				
					金銭報酬 (給与)	業績連動 報酬	非金銭 報酬等 (社宅)	非金銭 報酬等 (ストック オプション)	退職 慰労金
三田 聖二	178,070	取締役	代表取締役 会長	提出会社	157,712	—	14,508	5,850	—

(注) 当事業年度において報酬等の総額が1億円以上であった役員を記載しています。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、現時点において投資株式を保有しておらず、今後も投資株式を保有する予定はありません。そのため、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準及び考え方は定めておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人元和による監査を受けています。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、的確に対応出来るようにするため、各種団体の主催する講習会に参加する等積極的な情報収集活動に努めています。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当連結会計年度 (令和3年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	651,419	1,025,466
売掛金	306,904	338,688
商品	115,450	74,997
貯蔵品	73	51
未収入金	128,749	42
その他	88,893	86,139
貸倒引当金	△10,820	△3,717
流動資産合計	1,280,670	1,521,668
固定資産		
有形固定資産		
建物	82,213	82,357
減価償却累計額	△82,213	△82,357
建物(純額)	—	—
車両運搬具	9,794	9,794
減価償却累計額	△9,794	△9,794
車両運搬具(純額)	—	—
工具、器具及び備品	721,345	749,510
減価償却累計額	△720,966	△730,277
工具、器具及び備品(純額)	379	19,232
リース資産	263,727	263,727
減価償却累計額	△263,727	△263,727
リース資産(純額)	—	—
建設仮勘定	—	65,477
有形固定資産合計	379	84,710
無形固定資産		
特許権	1,692	2,573
商標権	—	947
ソフトウェア	5,634	26,175
ソフトウェア仮勘定	—	20,184
無形固定資産合計	7,326	49,880
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 46,664	※ 56,990
敷金及び保証金	141,621	138,642
その他	110	120
投資その他の資産合計	188,396	195,753
固定資産合計	196,102	330,344
繰延資産		
株式交付費	3,301	1,432
社債発行費	1,808	4,051
繰延資産合計	5,110	5,483
資産合計	1,481,882	1,857,497

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当連結会計年度 (令和3年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	318,125	775,032
1年内返済予定の長期借入金	21,600	9,600
リース債務	525	—
未払金	93,604	145,500
未払法人税等	28,808	51,846
前受収益	164,728	154,770
預り金	25,514	26,942
買付契約評価引当金	214,770	218,829
その他	36,241	109,656
流動負債合計	903,917	1,492,178
固定負債		
長期借入金	9,600	—
長期前受収益	19,503	23,969
固定負債合計	29,103	23,969
負債合計	933,021	1,516,147
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,528,440	4,528,440
資本剰余金	2,868,630	2,868,630
利益剰余金	△6,998,412	△7,272,002
自己株式	△2,192	△2,192
株主資本合計	396,466	122,876
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	136,509	140,788
その他の包括利益累計額合計	136,509	140,788
新株予約権	—	38,690
非支配株主持分	15,885	38,994
純資産合計	548,861	341,349
負債純資産合計	1,481,882	1,857,497

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
売上高	3,510,611	3,497,933
売上原価	※1,※2,※4 2,511,932	※1,※2,※4 2,223,005
売上総利益	998,679	1,274,928
販売費及び一般管理費	※3 1,669,117	※3,※4 1,523,909
営業損失(△)	△670,438	△248,980
営業外収益		
受取利息	56	29
持分法による投資利益	6,526	10,271
雑収入	5,918	4,564
営業外収益合計	12,501	14,864
営業外費用		
支払利息	494	245
株式交付費償却	3,304	1,869
社債発行費償却	2,891	2,238
為替差損	5,016	2,825
その他	249	932
営業外費用合計	11,957	8,111
経常損失(△)	△669,894	△242,227
特別損失		
事業構造改善費用	25,936	—
減損損失	※5 140,557	—
和解金	—	28,122
特別損失合計	166,494	28,122
税金等調整前当期純損失(△)	△836,389	△270,349
法人税、住民税及び事業税	4,481	4,630
法人税等合計	4,481	4,630
当期純損失(△)	△840,870	△274,980
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△98	△1,390
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△840,772	△273,590

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
当期純損失(△)	△840,870	△274,980
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	25	4,278
その他の包括利益合計	25	4,278
包括利益	△840,845	△270,702
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△840,747	△269,311
非支配株主に係る包括利益	△98	△1,390

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,157,896	2,498,086	△6,157,639	△2,192	496,150
当期変動額					
新株の発行	370,544	370,544			741,088
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△840,772		△840,772
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	370,544	370,544	△840,772	—	△99,684
当期末残高	4,528,440	2,868,630	△6,998,412	△2,192	396,466

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	136,483	136,483	9,072	15,983	657,689
当期変動額					
新株の発行					741,088
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）					△840,772
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	25	25	△9,072	△98	△9,144
当期変動額合計	25	25	△9,072	△98	△108,828
当期末残高	136,509	136,509	—	15,885	548,861

当連結会計年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,528,440	2,868,630	△6,998,412	△2,192	396,466
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△273,590		△273,590
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△273,590	－	△273,590
当期末残高	4,528,440	2,868,630	△7,272,002	△2,192	122,876

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	136,509	136,509	－	15,885	548,861
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）					△273,590
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,278	4,278	38,690	23,109	66,078
当期変動額合計	4,278	4,278	38,690	23,109	△207,511
当期末残高	140,788	140,788	38,690	38,994	341,349

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月 31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失 (△)	△836,389	△270,349
減価償却費	47,942	8,311
受取利息及び受取配当金	△56	△29
減損損失	140,557	—
支払利息	494	245
持分法による投資損益 (△は益)	△6,526	△10,271
為替差損益 (△は益)	3,435	2,794
売上債権の増減額 (△は増加)	137,019	△32,030
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,600	28,959
仕入債務の増減額 (△は減少)	△39,416	456,637
未収入金の増減額 (△は増加)	△32,600	128,706
前受収益の増減額 (△は減少)	23,301	△10,204
長期前受収益の増減額 (△は減少)	3,491	2,310
未払又は未収消費税等の増減額	△19,682	73,072
その他	△25,485	74,283
小計	△606,514	452,436
利息及び配当金の受取額	56	29
利息の支払額	△494	△245
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△4,331	△4,480
事業再編による支出	△22,037	—
和解金の支払額	—	△28,122
営業活動によるキャッシュ・フロー	△633,322	419,617
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△14,061	△19,132
無形固定資産の取得による支出	△44,835	△36,506
敷金及び保証金の差入による支出	△4,664	△22
敷金及び保証金の回収による収入	5,636	1,765
その他	—	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△57,925	△53,906
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	△23,400	△21,600
株式の発行による収入	736,886	—
新株予約権の買入消却による支出	△7,463	—
新株予約権の発行による収入	—	4,047
リース債務の返済による支出	△1,260	△525
非支配株主からの払込みによる収入	—	24,500
その他	△1,860	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	702,902	6,422
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,289	1,913
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	8,365	374,047
現金及び現金同等物の期首残高	643,054	651,419
現金及び現金同等物の期末残高	※ 651,419	※ 1,025,466



## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社名

JCI US Inc.

JCI Europe Communications Limited

コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社

クルーシシステム株式会社

my FinTech株式会社

セキュアID株式会社

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

会社名 H. I. S. Mobile株式会社

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び建物附属設備

定額法

その他の有形固定資産

定率法

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

工具、器具及び備品 3～10年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。

ロ 買付契約評価引当金

将来のたな卸資産の収益性の低下により発生する損失に備えるため、商品の買付契約に基づく購入価額のうち、将来回収不能と見込まれる額を計上しています。

#### (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書上の現金同等物は、取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資からなっています。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。ただし、免税事業者に該当する一部連結子会社については税込方式によっています。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(時価の算定に関する会計基準)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首より適用予定です。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」で表示していた「長期前受収益」は、より実態に即した明瞭な表示とするため、当連結会計年度より「長期前受収益」として表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に表示していた19,503千円は、「長期前受収益」19,503千円として組み替えています。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「長期前受収益の増減額」は、より実態に即した明瞭な表示とするため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△21,993千円は、「長期前受収益の増減額」3,491千円、「その他」△25,485千円として組み替えています。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載していません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等について不確定要素が多いものの、当社グループでは入手可能な情報等を踏まえ、一定期間にわたり影響が継続すると仮定し、減損損失の判定等の会計上の見積りを行っています。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、翌期以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※ 関連会社に対するものは、次のとおりです。

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当連結会計年度 (令和3年3月31日)
投資有価証券(株式)	46,664千円	56,990千円

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損(△は戻入益)が売上原価に含まれています。

	前連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
	7,534千円	△13,204千円

※2 売上原価に含まれる買付契約評価引当金繰入額（△は戻入益）

前連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
△4,657千円	4,059千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
役員報酬	137,309千円	127,738千円
給与手当	682,020	699,643
地代家賃	193,787	190,492
貸倒引当金繰入額	600	△323

※4 一般管理費及び売上原価に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
121,007千円	137,665千円

※5 減損損失

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産

用途	種類	場所
事業用資産	工具、器具及び備品、商標権、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定	東京都港区

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当初想定していた収益を見込めなくなったため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

(3) 減損損失の金額

種類	金額（千円）
工具、器具及び備品	31,919
商標権	834
ソフトウェア	96,898
ソフトウェア仮勘定	10,905
合計	140,557

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは原則として会社ごとに資産のグルーピングを行っています。

(5) 回収可能価額の算定方法

当社グループの回収可能価額は使用価値を使用していますが、上記資産については回収可能価額を零としています。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	160,428,239	3,830,000	—	164,258,239
合計	160,428,239	3,830,000	—	164,258,239
自己株式				
普通株式	15,004	—	—	15,004
合計	15,004	—	—	15,004

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加3,830,000株は、新株予約権の行使によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第4回新株予約権(第三者割当て)	普通株式	21,600	—	21,600	—	—
	合計	—	21,600	—	21,600	—	—

(注) 第4回新株予約権(第三者割当て)の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使3,830千株、新株予約権の買入消却17,770千株によるものです。

3. 配当に関する事項

該当する事項はありません。

当連結会計年度(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	164,258,239	—	—	164,258,239
合計	164,258,239	—	—	164,258,239
自己株式				
普通株式	15,004	—	—	15,004
合計	15,004	—	—	15,004

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第5回新株予約権(第三者割当て)	普通株式	—	17,770	—	17,770	8,529
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	30,160
	合計	—	—	17,770	—	17,770	38,690

(注) 第5回新株予約権(第三者割当て)の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものです。

3. 配当に関する事項

該当する事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
現金及び預金勘定	651,419千円	1,025,466千円
現金及び現金同等物	651,419	1,025,466

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として移動体通信事業における設備(工具、器具及び備品)です。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当連結会計年度 (令和3年3月31日)
1年内	131,859	131,859
1年超	175,812	54,941
合計	307,671	186,800

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な銀行預金と投資適格格付けのMMFに限定しています。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引開始時に信用調査を行うほか、当社の債権管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っています。

買掛金、未払金はそのほとんどが2カ月以内の支払期日です。

リース債務は固定金利で調達しており、金利変動リスクを回避しています。

長期借入金は固定金利で調達しており、金利変動リスクを回避しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度（令和2年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	651,419	651,419	—
(2) 売掛金	306,904	306,904	—
(3) 未収入金	128,749	128,749	—
資産計	1,087,073	1,087,073	—
(1) 買掛金	318,125	318,125	—
(2) 未払金	93,604	93,604	—
(3) 長期借入金	31,200	31,200	—
(4) リース債務	525	525	—
負債計	443,455	443,455	—

当連結会計年度（令和3年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,025,466	1,025,466	—
(2) 売掛金	338,688	338,688	—
資産計	1,364,154	1,364,154	—
(1) 買掛金	775,032	775,032	—
(2) 未払金	145,500	145,500	—
(3) 長期借入金	9,600	9,600	—
負債計	930,133	930,133	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。

(3) 長期借入金

長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当連結会計年度 (令和3年3月31日)
関係会社株式	46,664	56,990
敷金及び保証金	141,621	138,642

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記には含めていません。



3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度（令和2年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	651,419	—	—	—
売掛金	306,904	—	—	—
未収入金	128,749	—	—	—
合計	1,087,073	—	—	—

当連結会計年度（令和3年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,025,466	—	—	—
売掛金	338,688	—	—	—
合計	1,364,154	—	—	—

4. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（令和2年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	21,600	9,600	—	—	—	—
リース債務	525	—	—	—	—	—
合計	22,125	9,600	—	—	—	—

当連結会計年度（令和3年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	9,600	—	—	—	—	—
合計	9,600	—	—	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
販売費及び一般管理費	—	30,160

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第20回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注1)	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社執行役員 6名 当社従業員 86名 当社子会社従業員 13名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注2)	普通株式 3,352,200株
付与日	令和2年4月10日
権利確定条件	(注3)
対象勤務期間	(注3)
権利行使期間	令和2年4月10日から令和9年4月10日まで

(注) 1. 当社は、退職等による付与対象者数の減少に伴い、令和2年8月6日開催の取締役会において、付与対象者を減少させる決議を行っているため、当該決議後の内容を記載しています。

2. 株式数に換算して記載しています。

3. ①権利行使期間に関する条件

本新株予約権は、権利行使期間にかかわらず、新株予約権発行決議に基づき当社と新株予約権付与対象者との間で締結した新株予約権割当契約に基づき、当該契約に定める起算日から一定期間経過後の各応当日に本新株予約権の各一定割合について新株予約権の行使が可能となるものとし、本新株予約権の全てが行使可能となるためには5年間を要するものとする。

②権利喪失事由

(i) 新株予約権者は、次の(a)から(e)までのいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。

(a) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合

(c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合 (当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く)

(d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくはは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合

(e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合

(ii) 当社は、新株予約権者が上記(i)の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が上記(i)の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

③定年退職

新株予約権者が定年により当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さずに、その期間を権利行使期間の末日を限度として延長することができる。

④定年前退職

新株予約権者が当社または当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位を喪失した場合 (ただし、上記②及び③に定める場合を除く)、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約

権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないで、その期間を権利行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤相続人による権利行使

- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
- (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥新株予約権の放棄

新株予約権者が上記②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、上記③または④に該当し権利行使可能となった新株予約権が上記③または④所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

⑦新株予約権の行使に関するその他の制限

- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ii) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（令和3年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

①ストック・オプションの数

	第20回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	3,352,200
失効	1,000
権利確定	670,200
未確定残	2,681,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	670,200
権利行使	—
失効	—
未行使残	670,200

②単価情報

	第20回新株予約権
権利行使価格 (円)	296
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	36

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第20回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

- ①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ②主な基礎数値及び見積方法

	第20回新株予約権
株価変動性 (注1)	54.56%
予想残存期間 (注2)	3.5年
予想配当 (注3)	0円/株
無リスク利率 (注4)	▲0.16%

(注) 1. 予想残存期間に対応する過去の期間（平成28年10月9日から令和2年4月10日まで）の月次株価実績に基づき算出しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もりを実施しました。
3. 過去1年間の配当実績を採用しました。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する日本国債利回りを採用しました。

#### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和2年3月31日)	当連結会計年度 (令和3年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	2,332,967千円	2,481,057千円
減損損失及び減価償却超過額	171,509	102,044
たな卸資産評価損	30,540	25,779
貸倒引当金	2,725	1,111
買付契約評価引当金	65,762	67,005
前受収益	52,936	48,210
その他	16,968	34,885
繰延税金資産小計	2,673,410	2,760,094
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△2,332,967	△2,481,057
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△340,442	△279,036
評価性引当額小計	△2,673,410	△2,760,094
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債	-	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(令和2年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	15,691	298	-	1,682	293,353	2,021,941	2,332,967
評価性引当額	△15,691	△298	-	△1,682	△293,353	△2,021,941	△2,332,967
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

当連結会計年度(令和3年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	298	-	1,682	293,353	647,565	1,538,157	2,481,057
評価性引当額	△298	-	△1,682	△293,353	△647,565	△1,538,157	△2,481,057
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度(令和2年3月31日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しています。

当連結会計年度(令和3年3月31日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、移動体通信分野の各種サービスを開発・運用し、顧客に販売・提供する事業を行っています。

当社並びに国内子会社4社及び持分法適用関連会社1社は、主として国内の顧客に対するサービス提供を行う事業会社としての機能と、グループの戦略決定やグループ全体のバックオフィス業務の一部を担う機能を有しています。一方、海外では、米国子会社1社及びヨーロッパ子会社1社が当社の決定した戦略に基づき、主として米国の顧客に対してサービスを提供する機能及びグループ全体にかかわる研究開発活動などの本社機能の一部を有しています。

当社の報告セグメントは各社の事業拠点を基礎とし、当社及び国内子会社4社を「日本事業」、米国子会社1社及びヨーロッパ子会社1社を「海外事業」とした上で、当社及び米国子会社の一部費用を全社費用としています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）

(単位：千円)

	日本事業	海外事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	3,316,367	194,244	3,510,611
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	13,643	13,643
計	3,316,367	207,887	3,524,254
セグメント利益又は損失(△)	327,882	△98,157	229,725
セグメント資産	1,231,971	175,893	1,407,865
その他の項目			
減価償却費	47,313	629	47,942
持分法適用会社への投資額	46,664	—	46,664
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	55,582	8,151	63,734

当連結会計年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

（単位：千円）

	日本事業	海外事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	3,371,269	126,663	3,497,933
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	3,371,269	126,663	3,497,933
セグメント利益又は損失（△）	594,317	△14,836	579,481
セグメント資産	1,698,631	88,756	1,787,387
その他の項目			
減価償却費	6,681	1,629	8,311
持分法適用会社への投資額	56,990	—	56,990
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	130,710	4,875	135,585

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	3,524,254	3,497,933
セグメント間取引消去	△13,643	—
連結財務諸表の売上高	3,510,611	3,497,933

（単位：千円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	229,725	579,481
全社費用（注）	△900,747	△828,462
調整額（セグメント間取引消去等）	584	—
連結財務諸表の営業損失（△）	△670,438	△248,980

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費です。

（単位：千円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,407,865	1,787,387
全社資産（注）	74,016	70,109
連結財務諸表の資産合計	1,481,882	1,857,497

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない金融資産です。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	47,942	8,311	—	—	47,942	8,311
持分法適用会社への投資額	46,664	56,990	—	—	46,664	56,990
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	63,734	135,585	—	—	63,734	135,585

## 【関連情報】

前連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
3,316,367	194,244	3,510,611

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

#### (2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	合計
—	379	379

### 3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の認識において未提供の役務部分を商品群ごとに計算して前受収益を認識しておりますが、当社の経営管理は出荷基準による売上高を指標としていること、さらには、前受収益が販売先ごとに計算されていないため、記載を省略しています。

なお、主要な顧客の売上に関する情報は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。

当連結会計年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
3,371,269	126,663	3,497,933

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

#### (2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	合計
82,537	2,173	84,710

### 3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の認識において未提供の役務部分を商品群ごとに計算して前受収益を認識しておりますが、当社の経営管理は出荷基準による売上高を指標としていること、さらには、前受収益が販売先ごとに計算されていないため、記載を省略しています。

なお、主要な顧客の売上に関する情報は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照ください。



【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）

（単位：千円）

	日本事業	海外事業	全社・消去	合計
減損損失	140,557	—	—	140,557

当連結会計年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	当連結会計年度 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
1株当たり純資産額	3.24円	1.60円
1株当たり当期純損失（△）	△5.17円	△1.66円

（注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。  
2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 （自平成31年4月1日 至令和2年3月31日）	当連結会計年度 （自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）
親会社株主に帰属する当期純損失（△） （千円）	△840,772	△273,590
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 損失（△）（千円）	△840,772	△273,590
普通株式の期中平均株式数（株）	162,614,437	164,243,235
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株 式の概要	第4回新株予約権（第三者割当 で） 普通株式 17,770,000株 上記の新株予約権は、令和2 年3月22日をもって行使期間満 了により消滅しました。	1株当たり当期純損失であるた め、全ての潜在株式が希薄化効 果を有していません。

⑤【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	21,600	9,600	1.15	—
1年以内に返済予定のリース債務	525	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	9,600	—	—	—
合計	31,725	9,600	—	—

(注) 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しています。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	755,893	1,558,550	2,421,265	3,497,933
税金等調整前四半期(当期)純損失(△)(千円)	△226,022	△424,168	△284,581	△270,349
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△)(千円)	△227,029	△426,129	△287,441	△273,590
1株当たり四半期(当期)純損失(△)(円)	△1.38	△2.59	△1.75	△1.66

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)(円)	△1.38	△1.21	0.84	0.08

## ② 訴訟

当社は、平成30年7月31日付でQuanta Computer Inc.（以下、「Quanta」という）から訴訟（反訴）を提起されました。

### (i) 訴訟の提起があった年月日

平成30年7月31日（東京地方裁判所）

### (ii) 訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 : Quanta Computer Inc.

住所 : 211 Wen Hwa 2nd Rd., Guishan Dist., Tao Yuan City 33377 Taiwan

代表者の氏名 : Barry Lam, Chairman

### (iii) 訴訟の原因及び訴訟に至った経緯

当社は、平成27年8月4日にQuantaとの間でスマートフォン（以下、「本件製品」という）の製造を委託するODM契約（以下、「本件契約」という）を締結し、本件製品7万台を発注しました。

しかしながら、納入された本件製品の一部に不具合があり、不具合が解消されない状態が続いていたため、当社が約1万4,000台の受領を拒絶したところ、Quantaは、平成28年8月8日、米国カリフォルニア州において、当社に対し、当社が受領を拒絶している本件製品の売買代金として約216万米ドルの支払い等を求める訴訟（以下、「米国訴訟」という）を提起しました。

これに対し、当社は、本件契約の管轄合意（米国カリフォルニア州）を争い米国訴訟の却下を申し立てるとともに、平成28年9月26日、東京地方裁判所において、日本法に基づき、米国訴訟で訴えられた債務の不存在の確認及び損害賠償請求等として約6億3,000万円の支払いを請求する訴訟（以下、「本訴」という）を提起しました。

本訴の審理は、米国訴訟の帰趨が確定するまで保留されていたところ、米国訴訟は、平成30年4月、当社の主張どおり、米国カリフォルニア州にはForum Non Conveniens（不便法廷地）の法理により裁判管轄が認められないことで確定しました。

これを受け、Quantaは、平成30年7月31日、本訴に対する反訴として、①当社が受領を拒絶している本件製品約1万4,000台の売買代金約216万米ドル、②当社の追加発注を期待して調達した材料費等にかかる損害約330万米ドル及び③支払済売買代金に対する遅延損害金約13万米ドル、並びに①及び②に対する遅延損害金の支払い等を求める訴訟を提起しました。

### (iv) 訴訟の経過

本訴及び反訴（以下、総称して「本件訴訟」という）の審理を開始するにあたり、東京地方裁判所で審理の準拠法が争われた結果、本件契約の定めに従い米国カリフォルニア州法によるものとされたため、当社は、令和2年2月7日、東京地方裁判所に訴えの変更の申立てを行い、本訴の請求内容を、米国カリフォルニア州法に基づく約9億4,200万円の損害賠償請求に変更しました。

また、Quantaは、令和3年1月20日、訴えの一部（支払済売買代金に対する遅延損害金約13万米ドル）を取下げ、反訴請求の金額は、約546万米ドル及びこれに対する遅延損害金となりました。

本件訴訟は、引き続き、東京地方裁判所で審理されています。

### (v) 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の内容 : 売買代金請求及び損害賠償請求

請求金額 : 546万6,621.32米ドル及びこれに対する遅延損害金

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	458,092	876,970
売掛金	※ 269,727	※ 318,725
商品	76,151	48,244
貯蔵品	73	51
未収入金	※ 179,277	※ 69,224
前払費用	23,007	20,594
その他	※ 64,190	※ 93,171
貸倒引当金	△4,974	△3,274
流動資産合計	1,065,545	1,423,706
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	—	17,059
有形固定資産合計	—	17,059
無形固定資産		
商標権	—	947
ソフトウェア	—	20,358
ソフトウェア仮勘定	—	12,015
無形固定資産合計	—	33,321
投資その他の資産		
関係会社株式	476,970	476,970
敷金及び保証金	134,496	131,361
長期未収入金	※ 170,227	※ 37,584
長期貸付金	※ 149,097	※ 151,672
その他	110	120
貸倒引当金	△319,324	△189,257
投資その他の資産合計	611,576	608,451
固定資産合計	611,576	658,832
繰延資産		
株式交付費	3,301	1,432
社債発行費	1,808	4,051
繰延資産合計	5,110	5,483
資産合計	1,682,232	2,088,023

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	297,391	764,605
短期借入金	—	※ 44,132
1年内返済予定の長期借入金	21,600	9,600
リース債務	525	—
未払金	※ 196,289	※ 193,615
未払法人税等	27,179	48,964
前受収益	156,335	143,244
預り金	25,210	26,630
買付契約評価引当金	214,770	218,829
その他	16,696	88,692
流動負債合計	955,997	1,538,315
固定負債		
長期借入金	※ 259,600	※ 250,000
固定負債合計	259,600	250,000
負債合計	1,215,597	1,788,315
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,528,440	4,528,440
資本剰余金		
資本準備金	2,868,630	2,868,630
資本剰余金合計	2,868,630	2,868,630
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△6,928,244	△7,133,861
利益剰余金合計	△6,928,244	△7,133,861
自己株式	△2,192	△2,192
株主資本合計	466,634	261,017
新株予約権	—	38,690
純資産合計	466,634	299,708
負債純資産合計	1,682,232	2,088,023

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
売上高	※1 3,316,320	※1 3,371,215
売上原価	※1 2,354,333	※1 2,163,986
売上総利益	961,986	1,207,228
販売費及び一般管理費	※1,※2 1,692,919	※1,※2 1,536,908
営業損失(△)	△730,933	△329,679
営業外収益		
受取利息	10	5
為替差益	—	1,577
貸倒引当金戻入額	—	130,067
雑収入	5,620	2,498
営業外収益合計	5,631	134,149
営業外費用		
支払利息	※1 1,497	※1 1,245
為替差損	2,917	—
社債発行費償却	2,891	2,238
株式交付費償却	3,304	1,869
その他	2	932
営業外費用合計	10,613	6,285
経常損失(△)	△735,915	△201,815
特別損失		
減損損失	142,691	—
貸倒引当金繰入額	122,529	—
特別損失合計	265,221	—
税引前当期純損失(△)	△1,001,136	△201,815
法人税、住民税及び事業税	3,801	3,800
法人税等合計	3,801	3,800
当期純損失(△)	△1,004,937	△205,616

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日)			当事業年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)		
I 期首棚卸高	※ 1	90,369		76,151			
II 当期商品仕入高		150,144		152,497			
III 他勘定振替高		20,142		16,396			
IV 期末棚卸高		76,151	144,218	6.1	48,244	164,007	7.6
V 通信回線料金等	※ 2		56,560	2.4		52,611	2.4
VI データサービス原価			1,628,281	69.2		1,438,844	66.5
VII 買付契約評価引当金繰入額			△4,657	△0.2		4,059	0.2
VIII その他の経費			529,930	22.5		504,463	23.3
売上原価			2,354,333	100.0		2,163,986	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっています。

(注) ※ 1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

項目	前事業年度	当事業年度
固定資産への振替	15,095	11,605
消耗品勘定等への振替	2,007	297
その他	3,040	4,493
計	20,142	16,396

※ 2. その他の経費の内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

項目	前事業年度	当事業年度
減価償却費	47,347	5,328
業務委託料	121,727	125,101
その他	360,854	374,033
計	529,930	504,463

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	4,157,896	2,498,086	2,498,086	△5,923,306	△5,923,306	△2,192	730,483
当期変動額							
新株の発行	370,544	370,544	370,544				741,088
当期純損失（△）				△1,004,937	△1,004,937		△1,004,937
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	370,544	370,544	370,544	△1,004,937	△1,004,937	—	△263,849
当期末残高	4,528,440	2,868,630	2,868,630	△6,928,244	△6,928,244	△2,192	466,634

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	9,072	739,555
当期変動額		
新株の発行		741,088
当期純損失（△）		△1,004,937
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,072	△9,072
当期変動額合計	△9,072	△272,921
当期末残高	—	466,634



当事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	4,528,440	2,868,630	2,868,630	△6,928,244	△6,928,244	△2,192	466,634
当期変動額							
当期純損失（△）				△205,616	△205,616		△205,616
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	△205,616	△205,616	—	△205,616
当期末残高	4,528,440	2,868,630	2,868,630	△7,133,861	△7,133,861	△2,192	261,017

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	466,634
当期変動額		
当期純損失（△）		△205,616
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	38,690	38,690
当期変動額合計	38,690	△166,926
当期末残高	38,690	299,708

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式  
総平均法に基づく原価法
  - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
建物及び建物附属設備  
定額法  
その他の有形固定資産  
定率法
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
自社利用のソフトウェア  
利用可能期間（5年）に基づく定額法
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
  - (2) 買付契約評価引当金  
将来のたな卸資産の収益性の低下により発生する損失に備えるため、商品の買付契約に基づく購入価額のうち、将来回収不能と見込まれる額を計上しています。
4. その他財務諸表作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっています。

### (重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

### (表示方法の変更)

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していません。

### (追加情報)

（新型コロナウイルス感染症の影響について）

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等について不確定要素が多いものの、当社グループでは入手可能な情報等を踏まえ、一定期間にわたり影響が継続すると仮定し、減損損失の判定等の会計上の見積りを行っています。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経済環境への影響が変化した場合には、翌期以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
短期金銭債権	62,427千円	131,048千円
長期金銭債権	319,324	189,257
短期金銭債務	107,241	156,090
長期金銭債務	250,000	250,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	173,879千円	198,401千円
営業費用	312,206	241,174
営業取引以外の取引による取引高	1,671	999

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7%、当事業年度4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93%、当事業年度96%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
販売代理店手数料	89,667千円	41,934千円
役員報酬	137,309	127,738
給与手当	621,752	663,078
地代家賃	173,727	171,854
減価償却費	471	1,353
貸倒引当金繰入額	△618	△323

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式436,970千円、関連会社株式40,000千円、当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式436,970千円、関連会社株式40,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,872,079千円	1,993,428千円
関係会社株式評価損	926,863	926,863
減損損失	166,612	102,769
たな卸資産評価損	29,973	25,427
買付契約評価引当金	65,762	67,005
前受収益	47,869	43,861
貸倒引当金	99,300	58,953
その他	14,466	32,687
繰延税金資産小計	3,222,928	3,250,996
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,872,079	△1,993,428
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,350,848	△1,257,567
評価性引当額小計	△3,222,928	△3,250,996
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（令和2年3月31日）

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しています。

当事業年度（令和3年3月31日）

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しています。

## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	—	—	—	—	—	73,861
	車両運搬具	—	—	—	—	—	9,794
	工具、器具及び備品	—	22,683	—	5,624	17,059	501,313
	リース資産	—	—	—	—	—	263,727
	計	—	22,683	—	5,624	17,059	848,696
無形固定資産	商標権	—	1,011	—	63	947	—
	ソフトウェア	—	21,352	—	993	20,358	—
	ソフトウェア仮勘定	—	33,367	21,352	—	12,015	—
	計	—	55,732	21,352	1,057	33,321	—

- (注) 1. 工具、器具及び備品の増加は、主として顧客へ貸与するタブレット端末の取得によるものです。  
2. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の増加は、主としてデータ通信サービスにかかるソフトウェアの開発によるものです。  
3. ソフトウェア仮勘定の減少は、主としてソフトウェアへの振替によるものです。

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金（流動）	4,974	3,274	4,974	3,274
貸倒引当金（固定）	319,324	189,257	319,324	189,257
買付契約評価引当金	214,770	4,059	—	218,829

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

## (3) 【その他】

訴訟

「1 連結財務諸表等 (2) その他 ② 訴訟」に記載しています。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座に記載された単元未満株式に関する取扱い) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座以外の振替口座に記載された単元未満株式に関する取扱い) 振替口座を開設した口座管理機関(証券会社等)  東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.j-com.co.jp">https://www.j-com.co.jp</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を行使することはできません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第24期）（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）  
令和2年6月25日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書  
事業年度（第24期）（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）  
令和2年6月25日関東財務局長に提出。
- (3) 第1四半期報告書及び確認書  
（第25期第1四半期）（自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日）  
令和2年8月7日関東財務局長に提出。
- (4) 第2四半期報告書及び確認書  
（第25期第2四半期）（自 令和2年7月1日 至 令和2年9月30日）  
令和2年11月6日関東財務局長に提出。
- (5) 第3四半期報告書及び確認書  
（第25期第3四半期）（自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日）  
令和3年2月5日関東財務局長に提出。
- (6) 臨時報告書  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく報告書です。  
令和3年5月11日関東財務局長に提出。
- (7) 臨時報告書  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告書です。  
令和3年6月25日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和3年6月28日

日本通信株式会社

取締役会 御中

監査法人元和

東京都渋谷区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 塩野 治夫 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 由久 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本通信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社の令和3年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益認識の適切性（売上高の認識の適切性）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び連結子会社は、携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークを活用したMVNO事業（仮想移動体通信事業）及びイネイブラー事業を主たる事業として事業活動を展開している。</p> <p>当該事業における主要な売上高は、電気通信事業法による規制を受け、日本政府によるインバウンド推進政策の趨勢等といった国策による影響を受けることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う訪日旅行者数への影響や、在宅勤務及び在宅学習の普及に伴うテレワーク需要の動向、競合する通信事業者間の競争等により大きな影響を受ける特性を有している。</p> <p>現下の経営環境における売上高の認識には、その適切性（実在性及び期間帰属の適切性を含む。以下同じ。）について潜在的なリスクが存在していることから、売上高の認識の適切性に関する検討が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、より慎重な監査上の検討を行う必要がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、売上高の認識の適切性を監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、主として以下の監査手続を実施することにより、売上高の認識の適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>売上高に関する会計方針及びその適用方法について関連する内部統制も含めて理解するとともに、売上高の認識の適切性を確保するために会社が構築した内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</li> <li>取締役会議事録等の査閲並びに主要な契約書の査閲を行い、通例でない取引条件等の有無を検討した。</li> <li>売上債権残高の金額的な重要性等に基づき抽出したサンプルについて、取引先への残高確認手続の実施及び差異分析を実施した。</li> <li>必要に応じて期末日以降の入金状況の検証を実施した。</li> <li>期末日後の返品取引の有無を検討した。</li> <li>通例でない相手勘定と組み合わせられる売上高に係る仕訳の分析及び検討を実施した。</li> </ul>

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前段に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前段に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <内部統制監査>

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本通信株式会社の令和3年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本通信株式会社が令和3年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

日本通信株式会社

取締役会 御中

監査法人元和

東京都渋谷区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 塩野 治夫 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 由久 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本通信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

## 収益認識の適切性（売上高の認識の適切性）

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（収益認識の適切性（売上高の認識の適切性））と同一内容であるため、記載を省略している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年6月28日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員CFO 小平 充
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長福田尚久及び執行役員CFO小平充は、当社の第25期（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。



## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年6月28日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 尚久
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員CFO 小平 充
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長福田尚久及び執行役員CFO小平充は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和3年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社5社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産、前受収益及びソフトウェアに至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。